

不登校・ひきこもりのこども支援に関する
政策評価書

令和5年7月

総務省

前書き

我が国では、小中学校の児童生徒数が減少傾向にある中、不登校児童生徒数は9年連続で増加しており、令和3年度には新型コロナウイルスの感染回避を目的とした長期欠席者を除いても約24.5万人と過去最多となった(注)。中には、学校を長期間欠席し、かつ、友人との交流といった外部との接触もなく、ひきこもり状態となっている者も一部いると考えられ、これらの不登校やひきこもりの児童生徒には、個々の状況に応じた対応が必要である。

国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)に基づき、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(平成29年3月31日文科科学大臣決定)を策定し、個々の児童生徒の状況に応じて必要な支援を行うこと、支援に際しては学校への登校という結果のみを目標にしないことなどを明確にした。

また、国は、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に基づき、「子供・若者育成支援推進大綱」(令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)を策定し、不登校の未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組等を、民間団体を含めた関係機関等と連携しながら推進するとしている。

上記基本指針は、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があるとしており、この達成のためには、上記大綱や基本指針における不登校児童生徒に対する支援の基本的な考え方が、教育現場を始めとして広く浸透することが重要となっている。

本政策評価は、どのように効果測定を行えばよいかを検討しつつ、以上の基本的な考え方が実際の支援の場において定着しているか、関係機関等が連携して支援策を検討する取組が、個々の児童生徒の状況に応じた支援につながっているかという観点から、総合的に評価することを試みたものである。

(注) 「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」(令和4年10月27日文科科学省初等中等教育局児童生徒課)

目 次

第1	評価の対象とした政策等	
1	評価の対象とした政策	1
2	評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3	評価の観点	1
4	政策効果の把握の手法	1
	(1) 実地調査の実施	1
	(2) アンケート調査の実施	2
5	学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	3
6	政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	4
第2	評価の対象とした政策の概要等	
1	不登校児童生徒への支援に関する政策の背景・概要	5
	(1) 教育機会確保法と基本指針に係る政策の背景・概要	5
	(2) 子若法と大綱に係る政策の背景・概要	6
2	政策効果の把握等	7
	(1) 効果把握の対象とする支援の流れ	7
	(2) 不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策効果の把握	8
第3	政策効果の評価結果	
1	アセスメント	10
	(1) 支援の実施状況	10
	(2) 学校の取組に対する不登校児童生徒やその保護者の意識	22
2	個々の児童生徒の支援策の検討	27
	(1) 支援の実施状況	27
	(2) 学校等の取組に対する不登校児童生徒やその保護者の意識	34
3	フォローアップ	43
	(1) 支援の実施状況	43
	(2) 学校の取組に対する不登校児童生徒やその保護者の意識	49
4	支援に対する満足度への影響	53
	(1) アセスメント	54
	(2) 個々の不登校児童生徒の支援策の検討	54
	(3) フォローアップ	55
	(4) 頼れる人の有無別の満足度への影響	56
第4	まとめ	59
	資料編	66

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

本政策評価においては、不登校¹やひきこもりの状態にある義務教育段階の児童生徒への支援に関する政策として、次の法律等に基づいて関係機関が実施している各種施策を評価の対象とした。

- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「教育機会確保法」という。）及び教育機会確保法に基づく「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文科科学大臣決定。以下「基本指針」という。）
- 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「子若法」という。）及び子若法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定²。以下「大綱」という。）

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官（財務、文科科学等担当）

令和3年8月から令和5年7月まで

3 評価の観点

本政策評価は、法律や基本指針、大綱等に基づく不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方が、実際の支援の場において定着しているか、関係機関等が連携して支援策を検討する取組が、個々の児童生徒の状況に応じた支援につながっているかという観点から総体としてどの程度効果を上げているかを検証し、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施したものである。

4 政策効果の把握の手法

(1) 実地調査の実施

内閣府（こども家庭庁）及び文科科学省のほか、市町村（14）、市町村教育委員

¹ 教育機会確保法第2条第3号では、「不登校児童生徒」とは、「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文科科学大臣が定める状況であると認められるものをいう。」と定義されており、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令（平成29年文科科学省令第2号）において、就学が困難である状況を「何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く。）」としている。

² 子ども・若者育成支援推進本部は、当時、子若法の規定に基づき、内閣府に置かれていた特別の機関であり、平成22年7月に「子ども・若者ビジョン」を第1次の大綱として策定した。その後、平成28年2月の見直しを経て、直近では、令和3年4月に「子供・若者育成支援推進大綱」を第3次の大綱として策定している。

会（14）、小学校（13）、中学校（15）、関係団体等（教育支援センター等³（15）、都道府県子ども・若者支援地域協議会（7）、市町村子ども・若者支援地域協議会（7）、民間施設⁴（フリースクール・NPO法人等）（11）、児童相談所やひきこもり地域支援センターなど、学校と連携して不登校支援を行っている機関（28））を対象⁵に、不登校児童生徒への支援に関する各種取組（アセスメント、個々の児童生徒の支援策の検討、フォローアップ）について実地調査を行った。

（2）アンケート調査の実施

学校等が行う不登校児童生徒への支援に係る効果を把握するため、次表のとおり、不登校を経験した児童生徒やその保護者を対象に、アンケート調査（意識調査）を実施した。

具体的には、児童生徒に対しては、①学校への相談のしやすさ、②学び方、過ごし方に係る要望の伝えやすさ、③学校外の施設⁶（以下「学校外施設」という。）に通うことになって以降の学校による現状確認の状況、④頼りになる支援者との出会いの状況、⑤現在の状況に対する満足度等を、保護者に対しては、これらに加えて、⑥必要な支援情報、⑦国の基本的な考え方に対する認知状況等を質問し、これまで受けてきた支援に対する受け止めを把握した。

このアンケート調査の結果については、本政策評価書の別冊で紹介している。

³ 「教育支援センター（適応指導教室）」（以下「教育支援センター」とする。）とは、「教育支援センター（適応指導教室）に関する実態調査」結果（令和元年5月13日文部科学省）によると、「不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会及び首長部局が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置したものをいう。」とされている。

⁴ 本政策評価書では不登校のこどもに対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設のことを指す。

⁵ 調査対象機関等の選定に当たっては、市町村子ども・若者支援地域協議会を設けている7市町村、設けていない7市町村を選び、当該市町村の管内にある教育委員会、小中学校、関係団体等を選定している。小中学校については、公立学校の中から、不登校児童生徒がいる又はいたことのある学校であり、くわえて、なるべく当該不登校児童生徒が学校外施設に通ったことのある学校を選定するよう努めた。また、関係団体等については、選定した学校に聴取し、不登校児童生徒の支援策の検討において連携した関係機関等を選定するよう努めた。

⁶ フリースクール等の民間施設や教育支援センターなど、私的なもの、公的なものを問わず、学校以外の場で学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている施設のことを指す。

表 アンケート調査の概要

調査対象	配布依頼数	配布数	回収数	回収率
児童生徒	490	165	70	42%
上記児童生徒の保護者	490	175	88	50%

- (注) 1 アンケートは、不登校初期の混乱期を乗り越え、調査時点で居場所の確保ができていない児童生徒やその保護者を対象とすることとし、当省が調査対象とした学校、教育支援センター、フリースクールに対して、在籍する児童生徒やその保護者に配布するよう依頼した（学校が配布する際には、居場所の確保ができていない者を選定するよう要請している。）。
- 2 アンケートの回答は、当省への郵送又はオンラインで受け付け、回収した。
- 3 回収率は配布数に占める回収数の割合であり、小数第一位を四捨五入している。

アンケートは、学校等における支援の効果を測る必要があったため、当省が調査対象とした学校等を通じて配布を依頼したことから、配布数や回答の回収数に限界があった。また、不登校初期の混乱期を乗り越えた者を対象にしたこともあり、回答者層としてある種の偏りが生じている可能性がある。本政策評価書でも、アンケートを使った分析結果を紹介しているが、以上のような制約を前提としたものであることに留意する必要がある。また、本政策評価書においてアンケート調査で得られた自由回答の内容については原則そのまま掲載しているが、読みやすさの観点から意見がゆがまないよう十分注意した上で体裁を一部修正しているものがある。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案に当たって、次のとおり、有識者による「不登校・ひきこもりの子供支援に関する政策評価に係る研究会」（以下「研究会」という。）を開催し、政策評価の設計に係る意見を得た。

- ・ 令和3年4月19日、5月21日、6月18日、7月5日の計4回開催

なお、研究会での議事概要は総務省ホームページで公表している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/hutoukou_shien/index.html)

また、本政策評価の企画立案及び取りまとめに当たって、次のとおり、政策評価審議会の審議に付し、本政策評価の全般に係る意見等を得た。

- ① 令和3年2月26日 政策評価の設計
- ② 令和3年7月19日 政策評価の設計
- ③ 令和4年6月27日 アンケートの分析結果

なお、上記審議会の議事要旨及び議事録は総務省ホームページで公表している。

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyokashingikai_n/hyokashingikai.html)

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した実地調査及びアンケート調査の結果のほか、主として次の資料を使用した。

- ① 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果（令和4年10月27日文部科学省初等中等教育局児童生徒課）
- ② 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」（平成29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議報告）
- ③ 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」（令和4年6月不登校に関する調査研究協力者会議報告）
- ④ 行政事業レビューシート（文部科学省）

第2 評価の対象とした政策の概要等

1 不登校児童生徒への支援に関する政策の背景・概要

(1) 教育機会確保法と基本指針に係る政策の背景・概要

教育機会確保法は、不登校児童生徒数が増加すると同時に、背景要因も多様化・複雑化している状況に対応するため、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的として、平成28年12月に成立したもので、これにより、不登校児童生徒への支援が初めて体系的に法律で規定された。

教育機会確保法では、不登校児童生徒を支援することは国及び地方公共団体の責務であり、児童生徒の状況把握や、個々の児童生徒の状況に応じた支援等に努めることが明記されているほか、児童生徒の休養の必要性や学校以外の場における多様で適切な学習活動の重要性が示されている。

また、文部科学省は、平成29年3月に、教育機会確保法に基づく基本指針を策定している。基本指針では、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことの重要性とともに、支援に際して登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要性が示された。

なお、不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進施策として、具体的には、次の事項等を行うこととされている。

① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

ア 学校や教育委員会による家庭訪問等を含めた状況把握の推進

イ 学校や教員がスクールカウンセラー（以下「SC」という。）やスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）等の専門スタッフ等と不登校児童生徒に対する支援等について連携・分担する「チーム学校」⁷体制の整備や、関係機関等を交えた組織的・計画的な支援の推進

② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

ア 児童生徒の状況に応じた細やかな支援を行うために、教育委員会・学校と民間団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら支援を行う取組を推進

イ 児童生徒の意思を十分に尊重し、状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外における学習活動の重要性も踏まえて個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援を充実

ウ 児童生徒の保護者に対し、支援を行う機関や不登校児童生徒の保護者の会などに関する情報提供を促すほか、指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱制度等の周知を徹底

⁷ 校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性をいかして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校のこと。

③ 不登校等に関する教育相談体制の充実

教員やSC、SSW、関係機関が連携し、不登校等に対して早期からの支援を行うことができる教育相談体制の構築を促進

(2) 子若法と大綱に係る政策の背景・概要

子若法は、ひきこもりや不登校など、こども・若者の抱える問題が深刻化していることを踏まえ、こどもや若者の健やかな育成、社会生活の円滑な営みを可能とするための支援を推進することを目的として、平成21年7月に成立した。

また、子若法では、こども・若者への支援について、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として、次の事項等を行うこととされている。

① こども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備

ア 国の大綱、地方公共団体における計画やワンストップ相談窓口等の枠組みを整備

イ 関係分野の法律とあいまって、こども・若者の育成支援施策を推進

② 社会生活を円滑に営む上での困難を有するこども・若者を支援するためのネットワークを整備

ア 関係機関等において相談や助言又は指導の実施

イ 地方公共団体が単独又は共同で設置する「子ども・若者支援地域協議会」（以下「子若協議会」という。）において支援内容の協議、情報の交換

ウ 国において調査研究、人材の養成、情報の提供、助言等の支援

子若法に基づき、令和3年4月に策定された第3次の大綱では、不登校児童生徒への支援について、不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、以下の取組等、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援策を講ずるとしている。

- ・ SCやSSWの配置時間等の充実による相談体制の整備
- ・ アウトリーチ⁸型支援を含む不登校支援の中核となる教育支援センターの機能強化
- ・ 教育委員会・学校とフリースクール等の民間団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組の充実
- ・ 自宅等でのICTの活用等による多様な教育機会の確保

⁸ アウトリーチとは、大綱において、「困難を有する子供・若者やその家族への支援に際し、それぞれの状況や要因（精神疾患等を含む。）に応じ、支援を行う者が家庭等に出向き必要な相談、助言又は指導を実施する」こととされている。

2 政策効果の把握等

(1) 効果把握の対象とする支援の流れ

基本指針や大綱等において、不登校児童生徒への支援に際して、学校は、あらかじめ、教員だけでなく、SC、SSWといった専門スタッフも交えた「チーム学校」としての体制を整備するとともに、教育支援センターや児童相談所等の各分野の関係機関等と連携し、早期発見・早期対応を行うための教育相談体制を構築することが必要とされており、各段階における取組は、基本指針のほか、文部科学省の各種通知等を踏まえると、おおむね以下のような流れで行われている。

ア 学校内の関係者は、児童生徒の情報を共有し、早期から児童生徒の変化や気になる事例の洗い出しを組織的に検討するための会議（スクリーニング会議）を定期的に実施している。

スクリーニングを経て、学校は、必要に応じて関係機関等とも連携しながら、家庭訪問や電話連絡等を通じて、対象となる児童生徒の情報収集、状況把握（アセスメント）をし、関係者間で情報を共有する（次図の（ア）参照）。

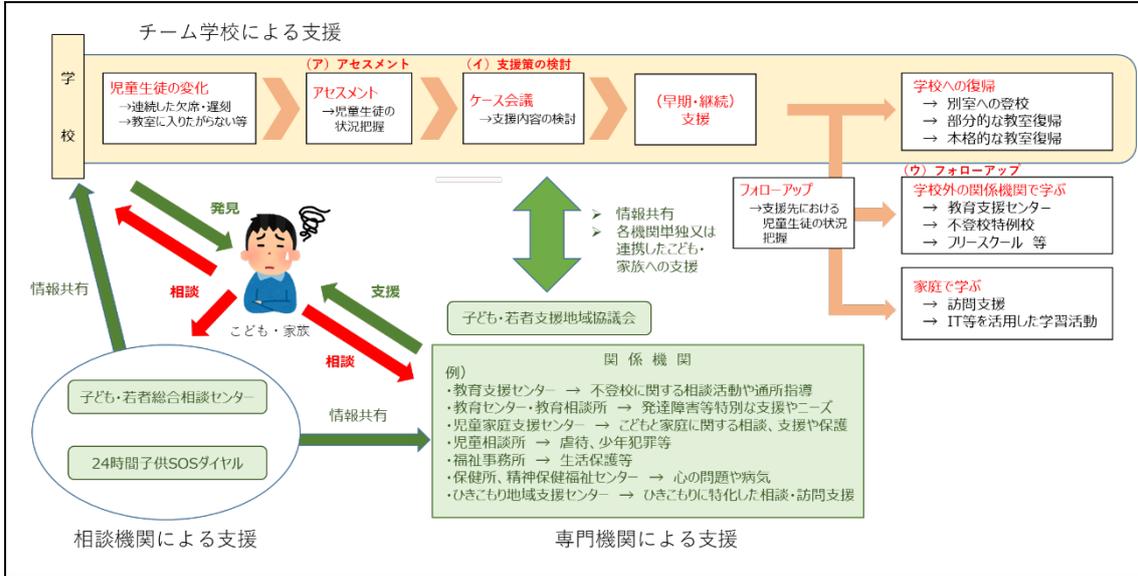
イ 学校は、アセスメントを行う中で、児童生徒やその保護者がどのような支援を希望しているのかなどの意向も確認しつつ、ケース会議⁹において、関係機関等も交えて個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援策を検討する（次図の（イ）参照）。

ケース会議については、学校において開催される場合もあれば、学校からの相談を受け、子若協議会等において開催される場合もある。

ウ ケース会議を経て支援方針が決まり、不登校児童生徒が学校以外の場所に通うようになって以降は、学校や関係機関等が、その支援状況や児童生徒の今後の意向や悩み等を把握した上で、より良い支援策がないかフォローアップを図っていく（次図の（ウ）参照）。

⁹ ケース会議とは、アセスメント結果を踏まえ児童生徒が抱える課題の解決に有効な支援を検討し、支援目標や方法を決定する会議であり、「生徒指導提要」（令和4年12月文部科学省）では、「休みが続く児童生徒個々の状況や支援ニーズについては、日頃の状況をよく把握している学級・ホームルーム担任や養護教諭、生徒指導担当教諭や教育相談コーディネーター等とともに、SC、SSW等とも連携の上、ケース会議において、児童生徒や学級への的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討するなどして、実効的なチーム支援の体制を構築すること」とされている。

図 不登校児童生徒への支援の主な流れ



(注) 1 当省の調査結果等に基づき作成した。
 2 図中の(ア)～(ウ)は、「図：ロジックモデル」(後述)の中間アウトカムの欄に記した(ア)～(ウ)と連動する。

(2) 不登校・ひきこもりのこども支援に関する政策効果の把握

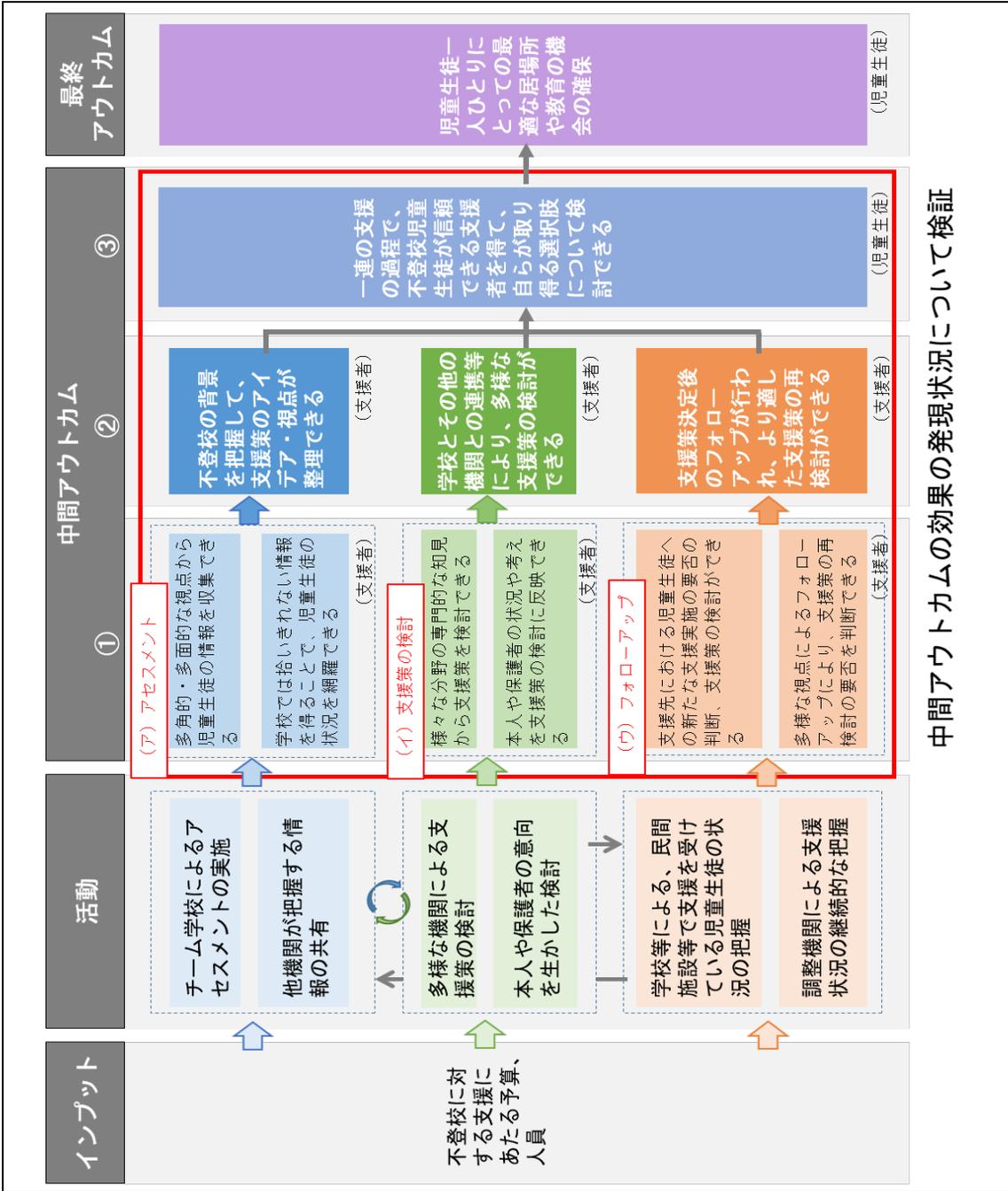
法律や基本指針、大綱等において、「児童生徒の状況に応じた支援」、「関係機関と連携した支援」、「学校に加えて、学校以外の場での支援の重要性」といった不登校児童生徒への支援に係る基本的な考え方が示されているものの、その支援施策は複雑かつ広範にわたっている。また、各府省が不登校支援に係る支援事業等で設けている成果指標¹⁰は多くなく、ある施策がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を明示したロジックモデル等が明確になっているわけではない¹¹。

このため、本政策評価では研究会を開催し、最終アウトカムの設定やどのように効果測定を行っていくかについて、検討を行った。その結果、研究会では、成果指標が設定されていない、又は設定自体が難しい場合でも、児童生徒の各支援段階における個別の取組の効果が把握できるものを積み重ねていくことが、ひいては最終アウトカムにつながると考え、調査の考え方を整理し、試案として、次図のロジックモデルを作成した。

¹⁰ 文部科学省は、令和4年度行政事業レビューシート(いじめ対策・不登校支援等総合推進事業)において、その事業目的を「(略)不登校児童生徒に対する教育機会の確保が求められている。このような状況を踏まえ、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応、教育相談体制の整備等を図る」こととしている。また、同レビューシートにおいて、その成果目標を「不登校児童生徒数に占める、学校内外の機関等で相談・指導等を受けたものの割合」と設定し、目標を70%以上としている。

¹¹ 不登校児童生徒数、相談件数、相談・指導等を受けた児童生徒の割合といった指標のみでは、「児童生徒の状況に応じた支援」等が実現しているかどうかを評価することは難しい。

図 ロジックモデル



(注) 当省の第24回政策評価審議会(令和3年7月19日開催)の資料を基に作成した。

本政策評価では、このロジックモデルに基づき、政策の構成要素である個々のアクティビティ(行政の活動)に相当すると考えられる、関係機関等による各支援段階における個別の取組を実地に調査して実態を明らかにした上で、調査対象とした学校等に在籍する児童生徒やその保護者にアンケートを配布し、各支援の受け止め状況を把握・分析することで、政策効果の把握を試みることにした。

第3 政策効果の評価結果

1 アセスメント

教育機会確保法では、国及び地方公共団体は、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組等を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。

本項目では、アセスメントの取組に当たって、ロジックモデルにおいて設定した中間アウトカムである、i) 学校として多角的・多面的な視点から児童生徒の情報を収集できているか、ii) 学校では拾いきれない情報を得ることで、児童生徒の状況を網羅できているかについて検証することにより、「不登校の背景を把握して、支援策のアイデア・視点が整理できているか」の検証を試みた。その際、実際の不登校児童生徒の支援の場面では、個々の児童生徒の状況によって必要な情報が異なることから、収集した児童生徒の情報を見ても、多角的・多面的な視点が反映されたものであるかどうかや連携が必要な全ての機関の情報が網羅されているかを判断することは困難である。このため、直接的に中間アウトカムについてその効果を把握・評価することは難しいことから、研究会の議論も踏まえて検討した結果、次の方法によって検証を試みた。

まず、多角的・多面的な視点から児童生徒の情報を収集したり、学校では拾いきれない情報を含めて児童生徒の状況を把握したりするには、学校において情報を収集する体制の整備が必要であることから、実地調査によりその状況を把握することとした。

また、学校による教育相談体制が十分に活用されているのであれば、少なくとも、児童生徒やその保護者から認知され、また、児童生徒やその保護者が安心して相談できると認識していると考えられることから、アンケート調査によって、教育相談体制の認知度や相談しやすさについて把握し、上記の実態と併せて分析することにより、効果が上がっているかどうかを推測することとした。

(1) 支援の実施状況

ア 教育相談体制の整備状況

基本指針では、教員やSC、SSW、関係機関が連携し、不登校等に対して早期からの支援を行うことのできる教育相談体制の構築を促進することとされている。

このことから、本項目では、児童生徒やその保護者にとって、学校内で安心して相談できる体制が整っているかを「相談者にとって相談しやすい手法が確保されていること」、「担任以外の者にも相談できること」、「プライバシーの確保がなされていること」の三つの観点から、それぞれの支援の実態について調査を実施した。

(ア) 相談者にとって相談しやすい手法の確保状況

今回、調査対象とした 28 校における教育相談の方法をどの程度用意できているかについて調査を実施した。結果は次表のとおりであり、28 校全てにおいて、電話及び対面による相談を受け付けていた。そのほか、手紙やファクシミリによる相談受付も 17 校（約 61%）で実施しているなど、28 校全てが教育相談の方法を複数用意していた。

表 1-(1)-① 調査対象とした 28 校における教育相談の方法

教育相談の方法（複数回答）	学校数
電話	28 (100%)
対面	28 (100%)
手紙、ファクシミリ	17 (61%)
メール	3 (11%)
その他（連絡帳、相談箱、アンケート等）	6 (21%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、28 校に対する割合である。割合は、小数第一位を四捨五入している。

(イ) 担任以外の者にも相談できる環境の整備状況

「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年 10 月 25 日付け元文科初第 698 号文部科学省初等中等教育局長通知。以下「令和元年通知」という。）では、不登校の要因や背景を的確に把握するため、担任の視点のみならず、S C 等の専門スタッフを活用したアセスメントが有効であるとされている。

今回、調査対象とした 28 校における、教育相談に対応することとなっている者を調査した結果は次表のとおりであり、28 校全てが、担任及び S C を対応者としていた。次いで 9 割を超える学校が養護教諭を対応者とするなど、担任を含めた複数の者が対応できるようにしていた。

表 1-(1)-② 調査対象とした 28 校における教育相談に対応することとなっている者

教育相談に対応することとなっている者（複数回答）	学校数
担任	28 (100%)
S C	28 (100%)
養護教諭	26 (93%)
特別支援教育コーディネーター ¹²	21 (75%)
S S W	21 (75%)
部活動顧問	16 (57%)
その他（校長、教頭、学年主任、地域独自の専門スタッフ等）	21 (75%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、28 校に対する割合である。割合は、小数第一位を四捨五入している。

(ウ) プライバシーの確保状況

今回、児童生徒やその保護者が悩みなどを安心して相談できるために、調査対象とした 28 校の教育相談の場所での相談内容が漏れないようにするなど、プライバシーが配慮された環境が整備されているかについて調査を実施した。

その結果、26 校（約 93%）が専用の相談室を設けていた。そうでない学校においても、保健室や校長室など仕切りがあり外から見えにくい場所や通常生徒が通らない場所を利用しているほか、学校内に児童生徒が残らない放課後に相談を受け付けるなど、プライバシーに配慮した取組を実施していた。

イ 児童生徒やその保護者への教育相談体制に係る情報の周知状況

文部科学省の教育相談等に関する調査研究協力者会議の報告において、学校内の教育相談体制については、児童生徒やその保護者へ周知することが重要であり（資料 1）、また、不登校に関する調査研究協力者会議の報告において、そもそも児童生徒やその保護者が S C 等の専門スタッフに相談できることを知らない場合もあるため、相談にアクセスしやすい環境をつくる必要があるとしている（資料 2）。

このことから、今回、前述アの教育相談体制の内容を、学校が児童生徒やその保護者に伝えているかについてその実態を調べた。

調査対象とした 28 校による周知状況を調査した結果は次表のとおりであり、

¹² 「特別支援教育の推進について（通知）」（平成 19 年 4 月 1 日付け 19 文科初第 125 号文部科学省初等中等教育局長通知）において、「各学校の校長は、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付けること。」とし、「特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担うこと。」としている。

28校全てにおいて、専門スタッフを含む複数の者が相談を受け付けていることや、相談受付が可能な日時、場所及び相談方法を周知していた。

なお、次表に記載の全ての情報を周知しているのは18校（約64%）であった。

表1-(1)-③ 調査対象とした28校が周知している学校の教育相談体制に係る情報

周知内容（複数回答）	学校数
担任のみならず専門スタッフを含む複数の相談対応者がいること	28（100%）
専門スタッフの受付可能日時、場所、相談方法	28（100%）
プライバシーが確保されていること	23（82%）
専門スタッフについての役割、情報	20（71%）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、28校に対する割合である。割合は、小数第一位を四捨五入している。

また、教育相談体制に係るこれらの情報の周知方法を調査した結果は次表のとおりであり、調査対象とした28校全てが、プリントの配布による周知を行っていた。くわえて、学校において保護者が集まる機会や朝礼の機会を利用して児童生徒や保護者に口頭で周知している学校も半数程度みられた。

表1-(1)-④ 調査対象とした28校における教育相談体制に係る情報の周知方法

周知方法（複数回答）	学校数
児童生徒又はその保護者に対し、プリントを配布	28（100%）
保護者に対し、学校に集まる機会を通じて口頭周知	16（57%）
児童生徒に対し、朝礼での口頭周知	14（50%）
その他（学校HPへの掲載、教室掲示）	7（25%）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、28校に対する割合である。割合は、小数第一位を四捨五入している。

以上のように、調査対象とした28校全てにおいて、相談の受付方法や相談対応者を複数用意し、プライバシーの確保を図るための取組を行っていた。また、これらの情報については、適宜の方法により周知している状況がみられた。

ウ 家庭訪問による児童生徒の状況の把握状況

基本指針では、効果的な支援を行うために、不登校のきっかけや継続理由について継続的に把握することが必要であり、家庭への訪問による把握を含めた学校や教育委員会による状況把握を推進するとされている。

また、大綱では、こども等のそれぞれの状況や要因に応じ、支援を行う者が家庭等に出向き必要な相談、助言又は指導を実施するアウトリーチ（訪問支援）

を推進するとされている。

本項目では、早期・継続的な家庭訪問が実施されているか、また、児童生徒又はその保護者が学校との接触を拒んでいる場合であっても、関係機関との連携等により接触の機会を確保することで、切れ目のない支援を行えているかを評価する観点から、以下の実態について調査を実施した。

(ア) 家庭訪問の実施状況

家庭訪問については、調査対象とした 28 校全てが実施し、うち、20 校（約 71%）は、次表のとおり、理由のない欠席が 2 日又は 3 日続いた場合を開始時期の目安としていた。

一方、「基準を定めたとしても、個々の生徒の状況やケースに応じて判断せざるを得ない」、「基準を設けることで臨機応変な対応ができず、初動が遅れる可能性があることも考えられる」などを理由に、開始時期の目安を設定していない学校が 8 校（約 29%）みられた。

表 1-(1)-⑤ 調査対象とした 28 校における家庭訪問の開始時期の目安の設定状況

目安の設定状況	学校数
家庭訪問を開始する時期を設定している	20 (71%)
理由のない欠席が 3 日続いた場合に、家庭訪問を開始	16 (57%)
理由のない欠席が 2 日続いた場合に、家庭訪問を開始	4 (14%)
家庭訪問を開始する時期を設定していない	8 (29%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、28 校に対する割合である。割合は、小数第一位を四捨五入している。

また、次表のとおり、14 校（50%）が家庭訪問の実施頻度の目安を設定しており、週に 1 回とする学校が 11 校（約 39%）と最も多かった。

一方、「基準を定めたとしても、望ましい頻度は個々の状況や家庭環境等によって異なる」、「頻繁な家庭訪問が児童生徒やその保護者にとってプレッシャーになり逆効果なこともある」などを理由に実施頻度の目安を設定していない学校が 14 校（50%）みられた。

表 1-(1)-⑥ 家庭訪問の実施頻度の目安の設定状況

目安の設定状況	学校数
家庭訪問を実施する頻度の目安を設定している	14 (50%)
週に1回	11 (39%)
月に1回	2 (7%)
1～2週間に1回	1 (4%)
家庭訪問を実施する頻度の目安を設定していない	14 (50%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、28校に対する割合である。割合は、小数第一位を四捨五入している。

(イ) 担任以外の者や学校以外の機関による訪問体制の整備状況

今回、家庭訪問に当たって、児童生徒やその保護者が担任や学校との接触を望んでいない場合であっても、担任以外の者や学校以外の関係機関等が接触を試みる体制が整備されているかどうかを把握するため、調査対象とした28校における家庭訪問時の対応者について調査を実施した。その結果、28校全てにおいて、担任が対応者となっており、くわえて、SSWや養護教諭なども対応者となるなど、少なくとも2人以上は対応できるような体制が整備されていた。具体的な対応者は次表のとおりである。

表 1-(1)-⑦ 調査対象とした28校における家庭訪問時の対応者

対応者 (複数回答)	学校数
担任	28 (100%)
SSW	18 (64%)
養護教諭	12 (43%)
特別支援教育コーディネーター	9 (32%)
部活動顧問	4 (14%)
SC	3 (11%)
その他 (学年主任、生徒指導主事、地域独自の相談員等)	27 (96%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、28校に対する割合である。割合は、小数第一位を四捨五入している。

家庭訪問において、調査対象とした28校のうち、調査日時点において、SCやSSW等の専門スタッフを活用する方針を有している学校は19校¹³ (約68%)であった。

家庭訪問で専門スタッフを実際に活用している学校からは、「専門的立場や学校外の客観的立場から助言や情報を引き出すことができ、生徒の困りごとや、本人の家庭での状況について把握することができた」、「SSW

¹³ 19校のうち2校はSC及びSSWの両方を家庭訪問に活用している。

の関与により、学校への不信感が強かった児童生徒やその保護者とも連絡が取れるようになり、信頼関係を構築しやすくなった」などの効果があったとしている。

また、家庭訪問の際に児童生徒やその保護者から接触を拒まれた経験を有していた学校は24校（約86%）あった。これらの接触が難しかった児童生徒やその保護者に対する24校の対応を調査した結果、17校（約71%）が、専門スタッフや関係機関との連携、タブレット端末を用いたチャットやビデオ通話など、ICTの活用による対応で接触を図ることができていた¹⁴。このうち、主な対応事例は次表のとおりである。

表 1-(1)-⑧ 接触困難な家庭への主な対応事例

区分	内容
専門スタッフや関係機関との連携による対応事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ A中学校は、保護者がこどもに対するいじめを疑うなど、学校を信頼できず、教員による家庭訪問を拒まれたことがあるとしている。そこで保護者と良い関係性を築いていたSSWに相談し、家庭訪問を代行してもらった結果、生徒の困りごとや、本人の家庭での状況について把握することができた。 ・ B小学校は、児童やその保護者の学校に対する不信感が強く、本人と面会するだけでなく、電話で話すこともできなかったケースにおいて、SSWと連携して家庭訪問を行った。SSWが学校とは異なる立場で関わっていることを児童やその保護者に伝え、継続してSSWと支援を行うことにより、次第に児童やその保護者に会うことができるようになり、児童の家庭が学校に対して協力的になったことで、本人や家庭の近況など、定期的に連絡をしてもらえるようになった。SSWと連携することで、信頼関係が構築しやすくなった。 ・ C中学校は、中学校入学前から児童相談所が介入しているケースにおいて、学校による家庭訪問で接触できなかった後、児童相談所及び市町村の担当課と連携を図り、両機関による家庭訪問を行っている。 ・ D中学校は、母親と生徒との関係が良くないケースにおいて、担任による家庭訪問が困難であったため、児童相談所が単独で家庭訪問を行った。本生徒への対応については、児童相談所と情報交換を随時行うとともにアドバイスを受けている。 ・ E中学校は、児童相談所が長らく支援していたケースにおいて、児童相談所が家庭訪問をする際に同行している。学校、児童相談所及び保護者が一堂に会して話し合いをすることで、それぞれが有している情報を共有でき、効率的に家庭の状況を把握す

¹⁴ 17校のうち5校は専門スタッフや関係機関との連携及びICTの活用の両方の対応実績を有している。

	<p>ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ F 中学校は、生徒が人と会うことを拒み、また保護者とも連絡が取れない期間が続いたケースにおいて、学校のスクリーニング会議での検討を踏まえ、民生委員及び児童委員¹⁵に家庭訪問を依頼した。民生委員及び児童委員が家庭訪問を行ったことで、生徒やその保護者の現認ができ、生徒の健康状態や保護者の意向を把握することができた。その後は学校による家庭訪問や面談を行うことができるようになった。
I C Tを活用した対応事例	<ul style="list-style-type: none"> ・ G 中学校は、不登校が長期間にわたっており、生徒が自宅に来てほしくないとして面会できないケースにおいて、学校のタブレット端末を渡して以降、同端末を用いて課題のやり取りをしたり、チャット又はビデオ通話を行ったりして、ほぼ毎日生徒との接触ができるようになった。 ・ H 小学校は、タブレット端末を児童に渡して以降、毎日オンライン通話又はメッセージのやり取りで担任と連絡が取れており、電話連絡や家庭訪問を行わずとも、児童とのコミュニケーションが格段に増加した。また、不登校の最中に行われた学習発表会の動画も見せることで、登校意欲の向上を促すことができた。 ・ I 小学校は、タブレット端末及び会議ツールを活用して、学校の授業風景をオンラインで流すとともに、修学旅行の事前学習に係る特別授業などを受講できるようにした。オンライン授業を案内することで、学校に対する興味や関心の度合いに改善の傾向がみられている。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 学校名を表すために仮称としてA～Iのアルファベットを用いている。また、他表において同じアルファベットを用いた学校名があった場合でも同じ学校を指しているとは限らない。(以下同じ。)

一方で、上記 24 校の中には児童生徒やその保護者への接触が難しかった事例への対応に関して、「外部の関係機関が介入することで、児童生徒やその保護者との信頼関係に亀裂が入ることも考えられることから、なかなか活用には踏み出せない」、「学校内のセキュリティやインターネット環境の未整備などから、I C Tによる接触は難しい」などの事情を抱える学校もみられた。

エ スクリーニング会議の開催状況

各都道府県教育委員会等に対して発出された「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について」

¹⁵ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 16 条に基づき、民生委員は児童委員を兼ねることとされている。児童委員の職務について、児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと（同法第 17 条）などが定められている。

て～」について（通知）」（令和4年6月10日付け4初児生第10号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）では、学校において児童生徒の表面化しにくい問題を早期に客観的に把握し、支援ニーズを適切に把握するため、全児童生徒を対象としたスクリーニングの実施や、気になる事例を担当や養護教諭、SC・SSWが洗い出すスクリーニング会議を実施し、アセスメントやケース会議につなげていくことが有効とされている（資料3）。

本項目では、複数の者が定期的集い、多角的な視点から、早期の段階で、児童生徒の悩み等を把握し、その先の支援策の検討やアプローチにつなげられているかを評価する観点から、以下の実態について調査を実施した。

（ア）スクリーニング会議の開催頻度

文部科学省は、少なくとも学期に一度のペースで児童生徒の状況を見直し、暫定的に支援の方向性を決定して実行することを繰り返すことで、子どもの状況の改善をもたらすことができるとしている。¹⁶

学校におけるスクリーニング会議の開催状況をみると、調査対象とした28校全てが、スクリーニング会議を開催しており、次表のとおり、その開催頻度は学期に一度のペースよりも多い頻度で開催していた。

表 1-(1)-⑨ 調査対象とした 28 校におけるスクリーニング会議の開催頻度（平成 30 年度から令和 2 年度）

開催頻度	学校数
週に 1 回以上	13 (46%)
月に 1～2 回	11 (39%)
各学期に 1～2 回	4 (14%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、28 校に対する割合である。割合は、小数第一位を四捨五入している。

（イ）スクリーニング会議の参加者

今回、スクリーニング会議において、担任以外の教員や専門スタッフ等の様々な学校内の関係者が参加する体制が整備されているかどうかを把握するため、調査対象とした 28 校における平成 30 年度から令和 2 年度までのスクリーニング会議への参加者（特定の回のみの参加者も含む。）について調査を実施した。その結果、全校において異なる役職者が複数参加し

¹⁶ 「スクリーニング活用ガイド～表面化しにくい児童虐待、いじめ、経済的問題の早期発見のために～」(令和2年3月27日文部科学省)において、「スクリーニングは、月に一度実施している学校もありますが、少なくとも学期に一度のペースで児童生徒の状況を見直し、暫定的に支援の方向性を決定して実行することを繰り返すことによって、子供の状況の改善をもたらす」とされている。

ており、具体的な参加者は次表のとおりである。

表 1-(1)-⑩ 調査対象とした 28 校におけるスクリーニング会議の参加者

参加者（複数回答）	学校数
担任	28（100%）
校長や教頭（管理職）	27（96%）
養護教諭	25（89%）
学年主任、生徒指導主事等	21（75%）
S C	15（54%）
特別支援教育コーディネーター	15（54%）
不登校支援担当、適応指導教室担当、教育相談担当、いじめ防止担当等の専任職員	15（54%）
S S W	10（36%）
校外関係者・関係機関等（教育支援センターの職員や市町村の職員等）	6（21%）
加配教職員 ¹⁷	2（7%）

（注）1 当省の調査結果による。

2 （ ）内は、28 校に対する割合である。割合は、小数第一位を四捨五入している。

また、S C や S S W 等の専門スタッフの参加実績を有していたのは 16 校（約 57%）であり、「専門的な助言を得ることができる」や「生徒の置かれた生活環境等について本校に入学する前からその状況を把握している」などの効果を挙げる学校がみられた。

一方で、専門スタッフの参加実績がない学校からは、その理由として、「勤務時間が限られており、日程調整を行うのが困難」などの専門スタッフの勤務体制に加え、児童生徒やその保護者のカウンセリングやケース会議といった場における専門的立場からの助言を優先しているなど、専門スタッフの活用に係る学校の方針も挙げられた。

また、一部の学校においては、S C、S S W 以外の教育支援センターの職員や市町村の職員など学校以外の関係機関がスクリーニング会議に参加した実績があり、「関係機関での経験が長い職員が保護者のことを昔から知っている場合があるなど、学校内だけでは現状認識ができていない場合もあるため、外部機関のいろいろな知見や経験がある方に、参加してもらおうほうが望ましい」との意見もあった。

¹⁷ いじめや不登校等への対応など、学校が個々に抱える課題解決のために学級担任等の基本的な教職員定数とは別に毎年度の予算の範囲内で措置しているもの

オ 支援シートの活用状況

文部科学省の令和元年通知では、不登校児童生徒への効果的な支援には、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を把握することが重要であるとされている。また、その際、支援シートを作成・共有することが望ましいとされ、文部科学省は、支援シートの参考様式を示している(資料4)。

今回、調査対象とした28校全てにおいて、文部科学省が提示する様式を参考にしたり、学校や教育委員会独自の様式を作成したりして、児童生徒の様子を記録し整理していた¹⁸。また、これらは、学校内の会議の場での共有や、教育委員会への報告、電子データ上で必要な教職員が閲覧できるようにするなど、適宜の方法により、関係者間での共有がおおむね行われていた。

また、各学校の支援シートにおいて、どのような項目の記入欄があるのか、文部科学省が提示する支援シートに記載された主な10項目に照らして調査した結果は次表のとおりであり、児童生徒やその保護者の現在の状況を記入欄として設けているのは27校(約96%)と最も多く、それ以外のほとんどの項目についても過半数の学校が記入欄を設けていた。

表1-(1)-⑪ 調査対象とした28校における支援シートの内容

支援シートの内容(複数回答)	学校数
児童生徒やその保護者の現在の状況	27(96%)
支援の計画・内容	24(86%)
支援の実施状況	23(82%)
児童生徒の過去の欠席状況	22(79%)
欠席の原因・理由	19(68%)
保護者の意向	17(61%)
家庭での様子	17(61%)
関係機関等からの情報・連携状況	15(54%)
引継ぎ・特記事項	15(54%)
児童生徒の意向	12(43%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 ()内は、28校に対する割合である。割合は、小数第一位を四捨五入している。

3 複数の様式を使用している学校においては、様式によって記載内容も異なるが、その複数の様式のうちいずれかに該当する項目があった場合には、表中の数値に含んでいる。

以上のように、調査対象とした28校全てにおいて、支援シートを作成し、児童生徒の状況を整理していた。また、28校の中には、「会議で共有すべき内容や件数が増えるほど、情報の把握が次第に難しくなるため、支援シートの作成が有効である」、「支援シートが作成されていないと、生徒の進級時や教職員異

¹⁸ 関係機関と連携する場合のみ作成しているとする学校も含む。

動時の引継ぎが適切にできない」という意見が聴かれた。

カ 学校以外の関係機関との連携状況

文部科学省の令和元年通知では、不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実として、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であり、各学校において中心的かつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要とされている（資料 4）。

本項目では、学校がコーディネーター役を設定するなどして、関係機関との連携や調整を円滑に実施できているかを評価する観点から、以下の実態について調査を実施した。

(ア) 学校におけるコーディネーターの配置状況

調査対象とした 28 校におけるコーディネーターの配置状況について、担当を明確に定めているのは 25 校（約 89%）であり、生徒指導主任や特別支援学級の教員、S S Wなどをコーディネーターとして位置付けていた。

一方で、コーディネーターを明確に定めていない理由として、教員の業務が多忙であることを挙げ、校長がやむを得ず担っている学校もあった。

(イ) アセスメントにおける関係機関との連携状況

調査対象とした 28 校において、アセスメントの段階で、学校以外の関係機関と連携した実績があるとする学校は 25 校（約 89%）であり、その主な連携内容¹⁹には、次表のものが挙げられた。

表 1-(1)-⑫ アセスメントの段階における関係機関との主な連携内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ A 小学校は、児童相談所からの連絡を受け、家庭訪問や家族との面談などにより児童の家庭環境を把握することができた。その結果、読み書きなどを身に付けてほしいという家族の意向も分かり、当該児童相談所及びフリースクールと今後の対応についての協議を行った。・ B 中学校は、発達障害が疑われる生徒や家庭環境に問題がある生徒など学校だけで対応することが難しい事例について、教育支援センターに相談することで、S S Wの派遣につなげ、当該 S S Wが保護者から相談を受けたり、保護者を他の適切な福祉の機関につなげたりするなど、学校では対応できないことを行ってもらった。・ C 小学校は、児童の家庭が、過去に母子生活支援施設に入居していた時期があり、不登校の原因となっている情報がないか把握するため、当該母子生活支援施設から家庭環境や母親と児童の当時の様子について情報収集を行った。 |
|--|

¹⁹ 家庭訪問に関する関係機関との連携については、表 1-(1)-⑧を参照されたい。

- D中学校は、生徒やその保護者が市町村の福祉部局や適応指導教室等に相談していたケースがあったことから、これらの関係機関から情報を収集した。なお、これらの関係機関には、生徒のことを昔から知っている職員もいるため、過去の経緯を踏まえた支援の在り方などの助言をもらっている。
- E中学校は、中学入学前から不登校であった生徒について、小学校に在籍しているときからSSWを含めたケース会議が行われていたことから、数年間にわたる本人を取り巻く状況を把握するため、教育委員会を通じて、当該SSWに接触し、情報収集を行った。

(注) 当省の調査結果による。

以上のように、調査対象とした28校のうち、約9割の学校において、アセスメントの段階で関係機関と連携した実績があり、様々な関係機関と情報共有をしながら、アセスメントを実施している状況がみられた。

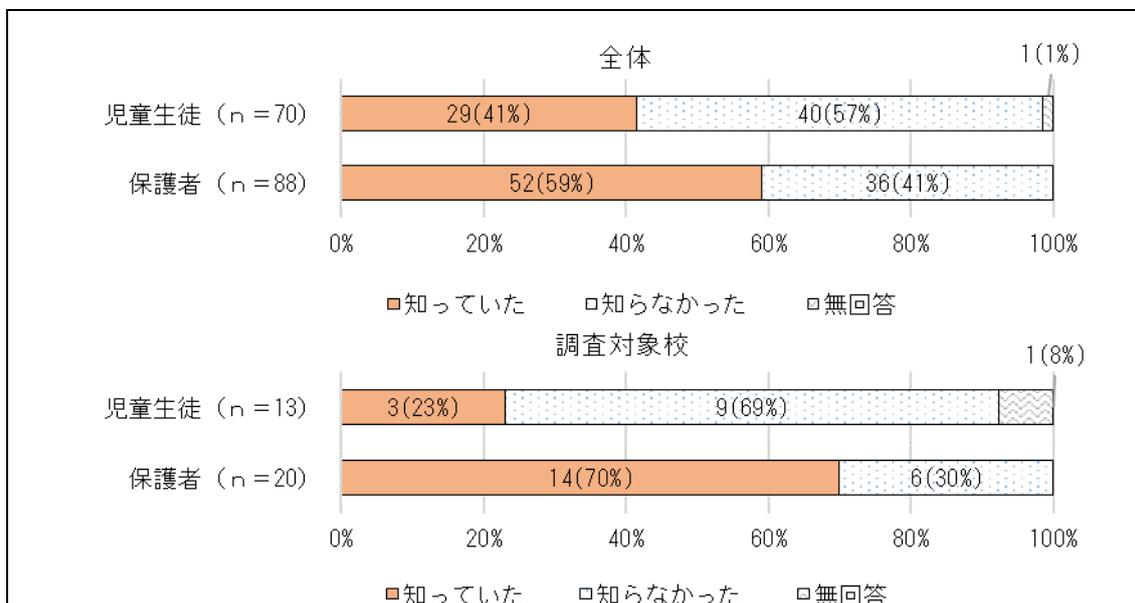
(2) 学校の取組に対する不登校児童生徒やその保護者の意識

ア 学校の教育相談体制の認知状況

今回、学校の教育相談体制の認知状況について、当省がアンケート調査を実施した結果は次図のとおりであり、学校に通えないことで悩んでいたとき、教育相談体制を「知らなかった」と回答した保護者は36人(約41%)、児童生徒は40人(約57%)であった。これを、教育相談体制の内容を周知しているとしていた当省の調査対象である28校の児童生徒やその保護者からの回答に絞ってみても、保護者は6人(30%)、児童生徒は9人(約69%)であった。サンプル数に限りはあるものの、児童生徒の認知度は保護者と比べて低調になっていると考えられる。

図 1-(2)-① 学校の教育相談体制の認知状況

(単位：人)

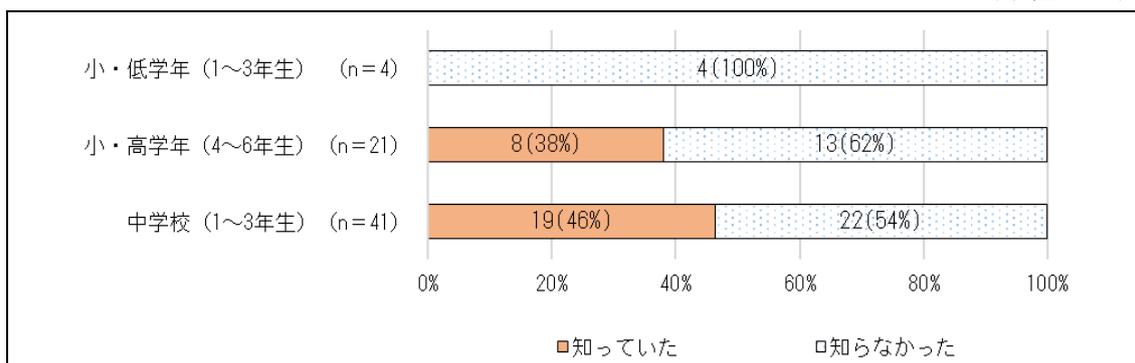


(注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 () 内は、構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。

また、学校の教育相談体制の認知状況について、児童生徒の回答を学年別でみた結果は次図のとおりであり、回答数が少ない学年があることに留意が必要であるものの、中学生より小学生の方が認知している割合が低かった。

図 1-(2)-② 学校の教育相談体制の認知状況 (学年別)

(単位：人)



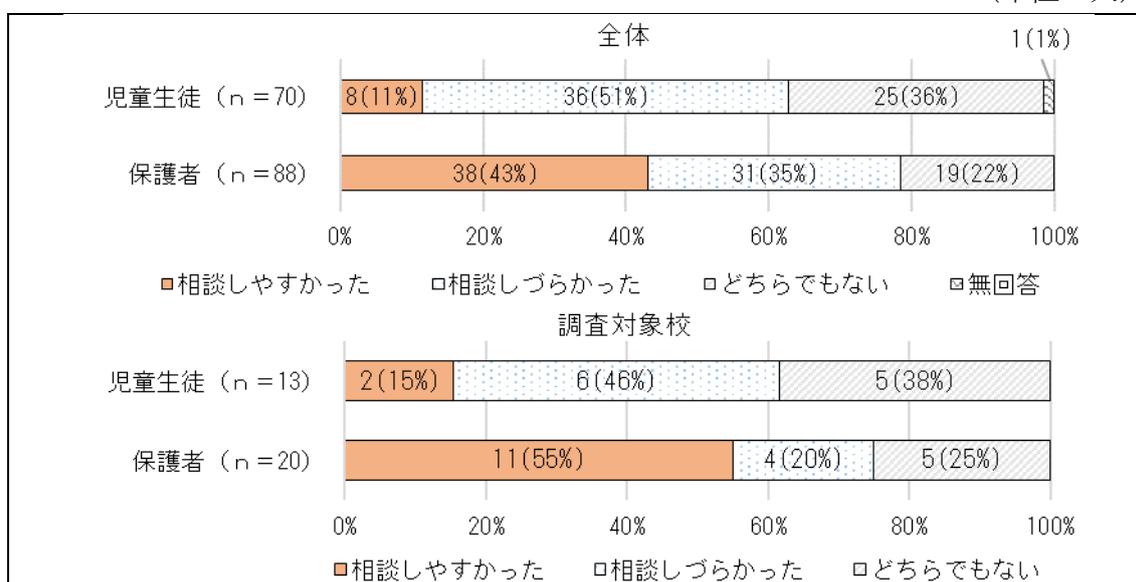
(注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 「学校の教育相談体制の認知状況」と「学年」を問う設問の両方に回答のあった 66 人について整理した。
 3 () 内は、構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入している。

イ 学校の教育相談体制に対する評価

今回、学校に対する「相談のしやすさ」について、当省がアンケート調査を

実施した結果は次図のとおりであり、「相談しづらかった」と回答した者は、児童生徒で36人（約51%）、保護者で31人（約35%）であった。また、今回調査対象とした28校では、教育相談体制の整備や家庭訪問等を実施していたが、これらの児童生徒やその保護者に絞ってみても、児童生徒において「相談しづらかった」とする者が半数近くとなるなど、その傾向に大きな差はみられなかった。これらの結果からは、特に児童生徒にとっては学校に対し相談しづらい傾向があると考えられる。

図 1-(2)-③ 児童生徒やその保護者における、学校に対する「相談のしやすさ」の認識
(単位：人)

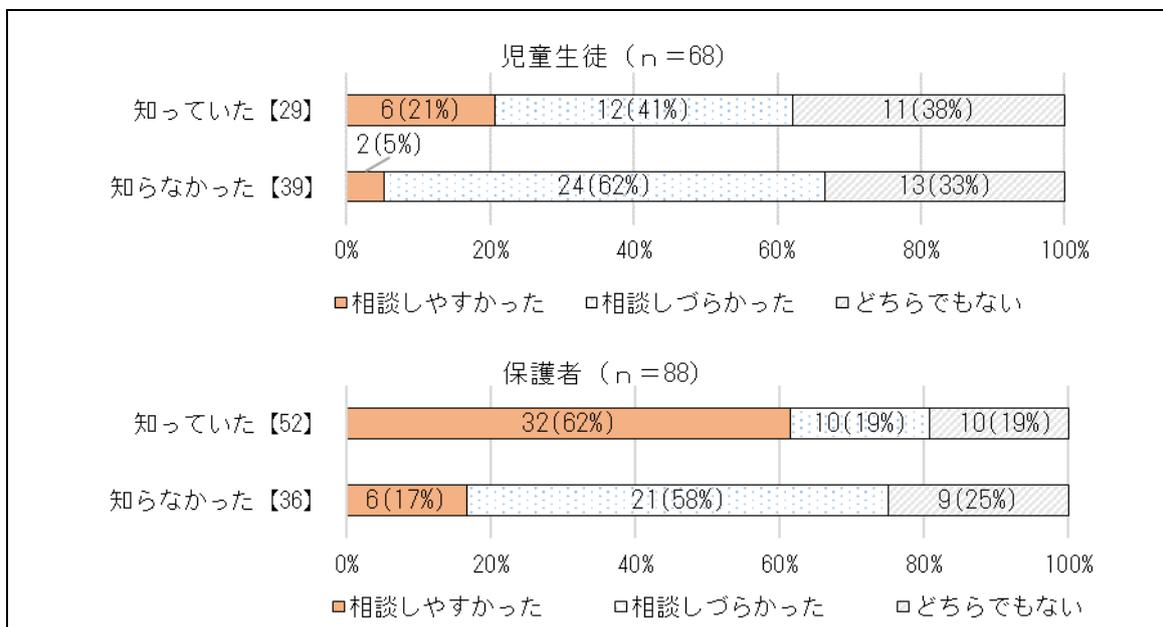


(注) 1 当省のアンケート調査結果による。
2 () 内は、構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入しているため、合計が100にならないものがある。

次に、前述した児童生徒やその保護者における学校の教育相談体制の認知状況別に、学校に対する相談のしやすさを比較した結果は次図のとおりであり、教育相談体制を「知っていた」と回答した者の方が「知らなかった」と回答した者よりも、「相談しやすかった」と回答した者の割合が高かった。

図 1-(2)-④ 相談受付体制の認知状況別の「相談のしやすさ」

(単位：人)

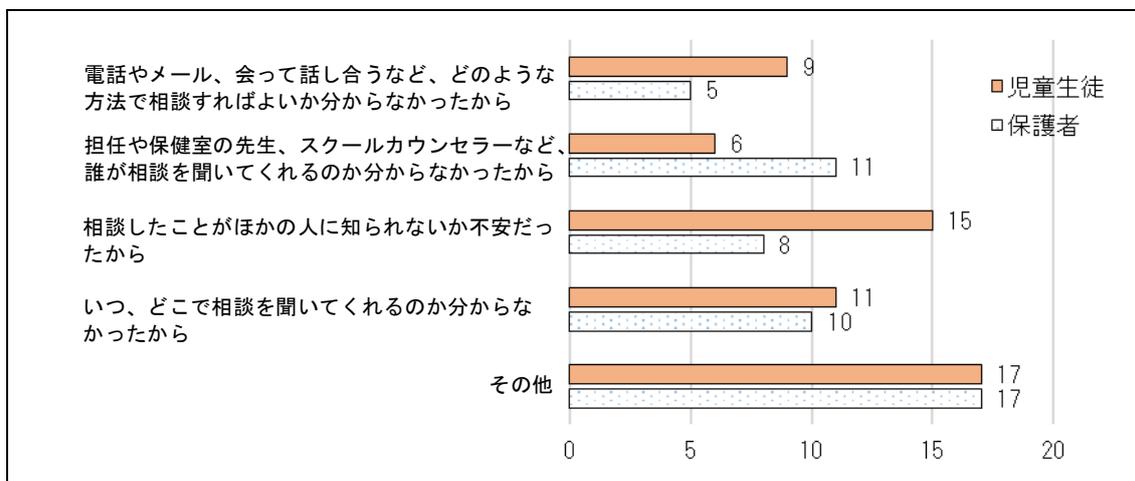


- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 図 1-(2)-①と図 1-(2)-③の両方の設問に回答のあった 156 人について整理した。
 3 () 内は、【 】に対する構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入している。

次に、学校に対して相談しづらかった理由は次図のとおりであり、「その他」を除くと、児童生徒においては「相談したことがほかの人に知られないか不安だったから」とする回答が、保護者においては、「誰が相談を聞いてくれるのか分からなかったから」とする回答が最も多かった。

図 1-(2)-⑤ 児童生徒及び保護者における学校に相談しづらいとする理由

(単位：人)



- (注) 当省のアンケート調査結果（複数回答）による。

上図の「その他」の内容及びアンケートの自由回答において相談のしづらさについて触れられていた意見を整理した結果は次表のとおりであり、児童生徒からは、主に「どのように説明したらよいか分からない」、「先生は忙しいので恐れ多い、ふだん余り話さないので緊張する」などのこどもにとって大人に説明することの難しさや遠慮がうかがえる意見もみられた。

表 1-(2)-⑥ 学校への相談のしづらさに関する児童生徒やその保護者の意見

区分	理由
児童生徒からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談することで気を遣われることが嫌だった。 ・ どのように説明したらよいか分からなかった。 ・ 話したい先生がいても、先生は忙しいので、恐れ多い気持ちがある。ふだん余り話さないで、距離感があり、緊張する。 ・ 先生に話しても、信じてもらえない。 ・ SCにどこまで話してよいか分からなかった。 ・ 言っても分かってももらえないし、否定されて、ちゃんと聞いてくれなかった。
保護者からの意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ SCの存在を知ったのが小学校を卒業する少し前であった。 ・ 学校からSCや適応指導教室の案内がなく、自分で調べた。 ・ 今聞いてほしい事も、予約制などですぐに解決できなかったもので、積極的には相談しなかった。 ・ 学校に相談したが、具体的な支援内容が聞けず、逆に傷つけられる発言があるなど頼りにならず、不信感がある。 ・ 登校できない原因の一つは、担任にあったので、学校が信頼できなかったから。 ・ 余りこちらの気持ちには寄り添っていないように感じて、気軽に言えなかったので、フリースクールの関係者の方に聞いてもらった。 ・ 有料でも良いので、気持ちの不安定なこどもに理解、知識のある方に対応してもらえたら、学校への復帰やフリースクール等の自分の居場所を見つけることができるこどももいると思う。 ・ なんとか学校へ来させようとするばかりで、期待する回答を得られることはほぼ無い。

(注) 当省のアンケート調査結果による。

一方、「学校だより」による周知のみでは読まれない場合もあることから、保護者等から相談があったときに改めてSCの存在を伝えるようにしており、周知内容の浸透を図っている学校もみられた。また、保護者からは、「担任以外にも教育相談の先生がいることで相談できるようになった」とする旨の意見など、相談体制の整備により相談しやすい環境となっているとみられる意見があった。

2 個々の児童生徒の支援策の検討

教育機会確保法や子若法では、それぞれが規定する施策を行う際の基本理念等として、こども等の意思や意見を尊重することや、国、地方公共団体、民間団体等の関係者との密接な連携の下に行われるようにする旨が規定されている。

本項目では、前述のアセスメントの取組を踏まえ、ロジックモデルにおいて設定した中間アウトカムである、支援策を検討するに当たって、i) 様々な分野の専門的な知見から支援策を検討できているか、ii) 本人や保護者の状況や考えを反映できているかについて検証することにより、「学校とその他の機関との連携等により、多様な支援策の検討ができていないか」の検証を試みた。その際、実際の不登校児童生徒の支援の場面では、個々の児童生徒の状況により、他の支援機関等との連携を要するかどうか、くわえて、連携を要する場合でもどの機関等と連携するのは異なり、直接的に中間アウトカムについてその効果を把握・評価することは難しいことから、研究会の議論も踏まえて検討した結果、次の方法によって検証を試みた。

まず、様々な分野の専門的な知見から支援策を検討したり、児童生徒本人やその保護者の状況や考えを支援策の検討に反映したりするためには、学校等において支援策を検討する体制が整備されていること、また、児童生徒やその保護者が自らに合った支援策を検討できるよう、事前に地域における学校外施設の情報が提供されていることが必要であり、実地調査によりその状況を把握することとした。

次に、様々な知見の下に行われる支援策の検討が、児童生徒やその保護者の希望を踏まえたものになっているのであれば、少なくとも、児童生徒やその保護者が自らの意向を伝えることができたり、また、満足できる過ごし方・学び方ができていると考えられる。このため、児童生徒やその保護者へのアンケート調査により、学校への要望を伝える機会の有無や現状の満足度を把握し、上記の実態と併せて分析することにより、効果が上がっているかどうかを推測することとした。

(1) 支援の実施状況

ア 地域における関係機関の連携の仕組みの構築状況

児童生徒への支援に当たっては、子若法において、関係機関等が連携して効果的かつ円滑な支援を行うため、地方公共団体は、単独で又は共同して関係機関等により構成される子若協議会を置くよう努めることとされている。

また、不登校の個別ケースに対する支援策を検討するに当たっては、文部科学省の有識者会議の報告書²⁰や子若協議会の設置・運営指針（平成22年2月23日内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定。資料5）等において、支援

²⁰ 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」(平成29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議報告)

方針の策定・見直し等のためにケース会議²¹を開催することのほか、関係機関が参加して一体的な支援を行うことの有効性が示唆されている。

これらを踏まえ、ケース会議の開催時における子若協議会との連携状況について調査を実施した。

児童生徒個々の不登校に対する支援策を検討するケース会議の開催実績（平成30年度から令和2年度まで）は、次表のとおり、調査対象とした28校全てが開催しており、その対象となった児童生徒数は766人であった。

また、子若協議会が設置されている7市町村に所在する調査対象14校において、ケース会議の対象となった児童生徒数は377人で、このうち3校（約21%）が、児童生徒20人（約5%）について子若協議会と連携してケース会議を行っていた。

なお、市町村子若協議会自らケース会議を開催したのは2子若協議会（約29%）であった。²²

²¹ ケース会議とは、アセスメント結果を踏まえ児童生徒が抱える課題の解決に有効な支援を検討し、支援目標や方法を決定する会議であり、「生徒指導提要」（令和4年12月文部科学省）では、「休みが続く児童生徒個々の状況や支援ニーズについては、日頃の状況をよく把握している学級・ホームルーム担任や養護教諭、生徒指導担当教諭や教育相談コーディネーター等とともに、SC、SSW等とも連携の上、ケース会議において、児童生徒や学級への的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討するなどして、実効的なチーム支援の体制を構築すること」とされている。（再掲）

²² 残りの5市町村の子若協議会では、平成30年度から令和2年度までの期間中、不登校児童生徒を対象としたケース会議を開催していなかった。その理由として、学校や子若協議会以外の既存の会議体において必要に応じて関係機関と連携し支援策が検討されていること、子若協議会の構成機関からケース会議開催の要請がなかったこと等を挙げている。

表 2-(1)-① 調査対象とした 28 校におけるケース会議の開催状況及びケース会議の対象となった児童生徒数（平成 30 年度から令和 2 年度）

区分	ケース会議を開催した学校数	ケース会議で対象となった児童生徒数	うち、子若協議会で検討した学校数及び児童生徒数
子若協議会を設置している市町村内の学校 (14)	14 校 (100%)	377 人 <49%>	3 校・20 人 [5%]
子若協議会を設置していない市町村内の学校 (14)	14 校 (100%)	389 人 <51%>	—
合計	28 校	766 人	—

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は子若協議会を設置している市町村又は未設置市町村に所在する学校数それぞれに対する割合を、< >内はケース会議で対象となった児童生徒 766 人に対する割合を、[] 内は子若協議会を設置している市町村に所在する学校における、ケース会議で対象となった児童生徒 377 人に対する割合を示す。いずれも小数第一位を四捨五入している。

以上を踏まえると、ケース会議の多くが学校主体で開催されている状況にあるといえる。また、調査対象とした学校から、支援に際しては、まず学校のケース会議において支援策を検討し、それでも改善がみられない場合に関係機関に相談するという意見が聴かれたことから、学校単独では十分な支援策の検討が難しいと判断されたものが、必要に応じて子若協議会等のケース会議で検討されていると推測される。

調査対象とした 28 校で行われたケース会議（対象児童生徒 766 人）において、子若協議会以外の関係機関等と情報共有や助言を得るなどの連携をした実績があるのは 27 校（約 96%）、その対象となった児童生徒数は 443 人（約 58%）であった。また、これらの連携した関係機関等の分野をみると、教育委員会等の教育分野の機関が 22 校（約 81%）、児童相談所等の福祉分野の機関が 21 校（約 78%）、民間施設が 5 校（約 19%）であった。

児童生徒の状況やその希望等により、関係機関等と連携を要するかどうかや、連携を要する場合でもどの機関等と連携するのが異なってくることから、他の機関等と連携している学校数や連携している機関等の数や分野の多寡だけで連携の妥当性を判断することは難しいものの、ケース会議では、公的な機関等を中心とした関係機関等と学校は連携している状況がみられた。

一方、子若協議会が設置されている市町村内の 14 校のうち、子若協議会を活用してケース検討を行った 3 校以外の 11 校が子若協議会と連携していない理

由や、7 市町村が子若協議会を設置していない理由について調査した結果は次表のとおりであり、子若協議会の存在や有用性が十分に認識されていないことが背景にあると考えられる。

表 2-(1)-② 学校が子若協議会と連携していない理由及び市町村が子若協議会を設置していない理由

区分	理由（複数回答）
子若協議会を設置している市町村内の学校が子若協議会と連携していない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子若協議会の存在や組織実態を認識していない。(4校) ・ 子若協議会自体とは連携していないが、必要に応じて子若協議会の構成機関である関係機関や要保護児童対策地域協議会²³等の既存機関と個別に連携している。(6校) ・ 本地域の子若協議会は中学校卒業後の若者を支援対象としてしていると認識している。(2校)
市町村が子若協議会を設置していない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関等が連携する子若協議会とは別のネットワーク等が既にある。(4市町村) ・ 関係機関等との調整が困難である。(3市町村) ・ 子若協議会ではないが、市町村における生徒指導、教育相談、特別支援教育の枠を越えた連携により総合的な支援を行うため、従前、教育委員会や市町村の福祉部局に分かれていた業務を集約した組織を設置し、関係機関との定期会議の開催や、個別ケースを題材としたケーススタディ等を実施している。(1市町村)

(注) 当省の調査結果による。

なお、こども家庭庁によると、令和5年1月1日時点で、市区町村において子若協議会を設置しているのは全国で99市区町村（約6%）である。

こども家庭庁としては、各学校や各市町村が関係機関と個々に連携に取り組んでも、児童生徒の希望を踏まえた支援が難しい場合に、別の適切な支援につながる必要があると、その切れ目のない支援を行うために、子若協議会の存在が重要であるとしている。さらに、子若協議会を設置する有用性、設置したことによる好事例、設置のノウハウ等を市町村に伝えるよう努める必要があるとしている。

調査対象とした市町村及び学校からは、次表のとおり、子若協議会の存在によって、関係機関との円滑な連携につながるといった、子若協議会が設置されることの効果に係る意見も聴かれた。

²³ 児童福祉法第25条の2第1項に基づき、虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童の適切な保護又は要支援児童等への適切な支援を図るため、関係機関等において構成される協議会であり、地方公共団体に設置努力義務が課されている。

表 2-(1)-③ 子若協議会を設置した効果に係る意見

区分	設置効果に係る意見（複数回答）
子若協議会を設置している7市町村の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との連携が円滑になった。(7市町村) ・ 関係機関等の業務内容や支援内容の理解が進んだ。(4市町村) ・ 守秘義務が法的に守られているため個人情報共有しやすくなった。(4市町村) ・ 単独での対応が困難な児童生徒に対応できるようになった。(3市町村) ・ 市町村が設置している子ども・若者総合相談センターだけでは解決できない事案について、関係機関に相談・連携することを意識するようになった。(1市町村)
子若協議会が設置されている市町村内の学校の意見	<p>子若協議会が関与することで児童生徒の学習意欲向上や進学へとつながった。(1校)</p>

(注) 当省の調査結果による。

以上のように、学校等は、子若協議会が設置されているか否かにかかわらず、必要に応じて関係機関等と連携し、支援を行っている状況がみられた。一方で、子若協議会の存在が地域における円滑な連携につながっている面もみられ、子若協議会の存在意義やその利点が伝わることで更に安定した地域連携につながる可能性がある。

イ 児童生徒やその保護者への選択可能な支援情報の提供状況等

基本指針や令和元年通知において、不登校児童生徒への支援の方針として、登校という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立することを目指す必要があること、児童生徒の希望を尊重し必要に応じて様々な関係機関等を活用して社会的自立の支援を行うこととされているほか、学校等から児童生徒やその保護者に対して、支援機関や相談窓口等の必要な情報を提供することが求められている。

文部科学省の有識者会議がまとめた報告書²⁴では、児童生徒やその保護者に提供される情報に関し、「校内の別室指導や教育支援センターによる支援を提案したり、フリースクール等の民間団体の支援の紹介、自宅におけるICTを活用した学習支援の提案等、子どもの主体性を尊重した情報提供を行っていくことが重要」としている。

²⁴ 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月不登校に関する調査研究協力者会議報告)

これらを踏まえると、支援策を検討するに当たっては、児童生徒やその保護者の学び方・過ごし方に係る意向を酌み取ること、また、そのための前提として、児童生徒やその保護者に対して意思決定の材料となる情報を提供できていることが重要となるため、これらの観点から、以下の実態について調査を実施した。

(ア) 学校における関係機関の支援内容等の把握状況

調査対象とした 28 校全てが関係機関との会議、研修への参加や情報交換等を通じて不登校支援に係る関係機関の業務や支援の内容を把握していた。このうち、27 校が教育委員会や児童相談所等の教育、福祉に係る行政機関の業務や支援の内容を、16 校がフリースクール等の民間施設などの業務や支援の内容を把握していた。民間施設の業務や支援の内容を把握していない 12 校の中からは、その理由として、近隣地域に該当する民間施設がないことや、児童生徒やその保護者から民間施設の利用に関する問合せがないことなどが挙げられた。

(イ) 児童生徒や保護者への支援情報の提供状況

調査対象とした 28 校全てが家庭訪問や電話連絡を通じて支援に関する情報を提供しており、14 市町村の教育委員会は主にリーフレットの配布やホームページに支援情報を掲載するなどの取組を行っていた。

これらの取組を通じて、児童生徒やその保護者に対して、どのような情報を提供しているか調査した結果は、次表のとおりであり、25 校及び 13 教育委員会は、教育委員会等の公的機関が設置する教育支援センターに係る情報を提供していた。

表 2-(1)-④ 調査対象とした 28 校及び 14 市町村の教育委員会が提供した支援情報の内容

情報の内容（複数回答）	学校数（28）	教育委員会数（14）
不登校や子育て、家庭教育についての相談窓口や支援機関に係る情報	25（89%）	13（93%）
教育支援センターに係る情報	25（89%）	13（93%）
指導要録上の出席扱い等に係る情報	16（57%）	9（64%）
民間施設の不登校特例校やフリースクール等に係る情報	7（25%）	4（29%）
その他（保護者の会、SC・SSW、放課後デイサービス等に係る情報）	10（36%）	4（29%）

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 () 内は、28 校又は 14 市町村の教育委員会に対するそれぞれの割合である。割合は、小数第一位を四捨五入している。
 3 「不登校特例校」とは、不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程に基づく教育を行う学校（公立又は私立学校）のことである。2 校及び 1 教育委員会では公立の不登校特例校について情報提供しているものがみられた。

一方で、近隣地域に民間施設がないとする小中学校もあることから単純な比較はできないものの、フリースクール等の民間施設に係る情報を提供している割合は、学校及び教育委員会共に約 3 割と、他の情報に比べて低かった。この背景について調査した結果は次表のとおりであり、特定の民間施設を紹介することによる公平性の問題や学校が支援を放棄したという疑念を招くことを危惧する意見が聴かれた。

表 2-(1)-⑤ 学校等が民間施設に係る情報を提供しづらいとする主な意見

内容
<ul style="list-style-type: none"> 特定の民間施設を紹介することは公平性の観点から難しい。 学校が支援を放棄したという疑念を招きかねない。 公的機関と比較して民間施設の利用は家庭の経済的負担が増すため、紹介しづらい。

(注) 当省の調査結果による。

他方、次表のとおり、児童生徒やその保護者だけでなく、学校に対しても民間施設に係る情報を提供している教育委員会の例がみられた。

表 2-(1)-⑥ 教育委員会による民間施設に係る情報提供の例

概要
<ul style="list-style-type: none"> A 教育委員会では、学校等が民間施設に通所する児童生徒の出席扱いについて判断する際に留意すべき点を目安として示したガイドラインを作成し、学校が出席扱いと認めた実績のあるフリースクール等の紹介も含め公表している。その中では、受入れの

時間帯、学習支援や体験活動等複数の活動の有無に加え、費用、施設の方針として力を入れている活動内容等も紹介している。

- ・ B教育委員会では、管内の全ての民間施設を把握していない中で特定の民間施設の業務内容を紹介することは、公平性の観点から難しいとする一方で、管内の小中学校長に対して、フリースクールでの活動でも出席扱いとする場合があることを教職員に周知すること、その旨を保護者にも情報提供することを通知している。また、この通知では、管内の学校において各校長が出席扱いとして認めた民間施設名を出席扱いと判断する要件の参考例（学校の教育課程に準じる学習が行われていること、民間施設における出席状況を民間施設から在籍校に文書で毎月報告があることなど）と共に紹介している。
- ・ C教育委員会及びD教育委員会では、視察等により民間施設における支援内容や窓口の担当者を把握し、管内の学校からの照会に対応できるようにしている。

(注) 当省の調査結果による。

(ウ) 国の方針に係る情報の提供状況

登校という結果のみを目標としないという国の方針に係る情報提供については、家庭訪問やホームページへの掲載等の機会を通じて、調査対象とした28校のうち22校（約79%）が、また、14教育委員会のうち、10教育委員会（約71%）が実施していた。

(エ) 学校等による児童生徒やその保護者の支援に対する意向の確認状況

調査対象とした28校全てにおいて、面談、家庭訪問、電話連絡等により児童生徒やその保護者の支援に対する意向を確認していた。児童生徒やその保護者の意向を確認する頻度や対応者は様々であるが、支援策を検討するケース会議の前に面談を行う学校や児童生徒の意見を的確に把握するため、児童生徒とその保護者それぞれと面談を行うことでそれぞれの意向を反映できるよう努めている学校もみられた。

(2) 学校等の取組に対する不登校児童生徒やその保護者の意識

ア 学校以外の支援先や相談窓口等に係る情報の提供に対する受け止め

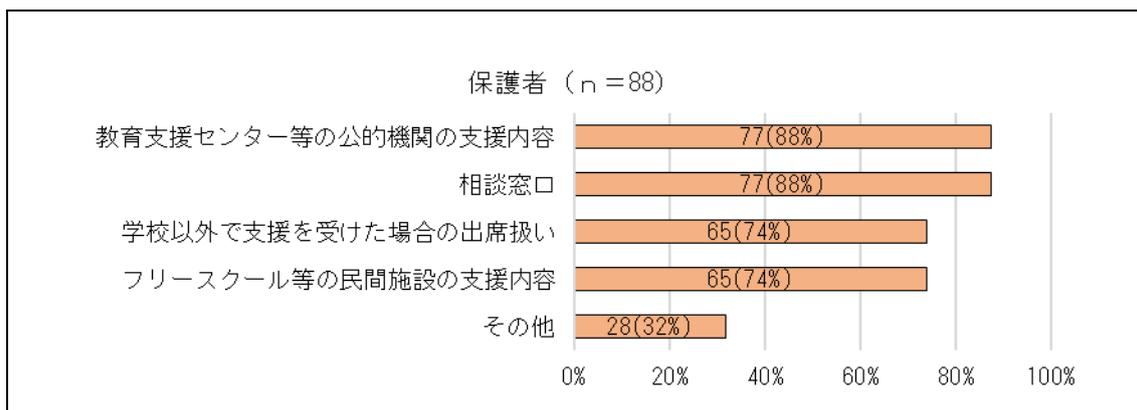
前述したとおり、児童生徒やその保護者に提供される情報は、公的機関が設置する支援施設や相談窓口に関する情報と比べて、民間施設の情報は少なかった（表2-(1)-④）。

これに関し、支援策を検討する上でどのような情報を提供してほしいのかについてアンケート調査を実施した結果は次図のとおりであり、教育委員会等の公的機関が設置する教育支援センターの支援内容や相談窓口に関する情報を求める意見が最も多かったものの、フリースクール等の民間施設の支援内容に関する情報を求める意見もこれらに次いで多かった。調査対象とした28校の

うち、民間施設に係る情報を提供しているのは、7校（25%）にとどまっていたことから（表 2-(1)-④）、民間施設に係る情報提供が行われていない学校や教育委員会の取組は、保護者のニーズに応じきれていない可能性がある。

図 2-(2)-① 必要だと思う支援情報

(単位：人)



(注) 1 当省のアンケート調査結果（複数回答）による。

2 () 内は、保護者 88 人に対する割合である。割合は小数第一位を四捨五入している。

3 「その他」には、子どもが安心して過ごせる居場所、内申や出席日数等の受験で重視される要素や高校の情報、経済的負担の程度、不登校を経て自立した人の経験談、保護者の会等に係る情報が含まれる。

これに関連し、アンケートの自由回答からは、次表のとおり、不登校児童生徒に対応する際の知識不足に関する意見や学校以外の支援先に係る情報を得られなかったことで、相談先や当該施設に通った場合の進学等への影響が分からず悩んだ、自ら情報収集することの負担を感じたとの意見や、多様な選択肢を求める意見などがみられ、支援先を選定する上で、学校以外の支援先に係る情報を得られないことが支障となっている状況がうかがえた。

表 2-(2)-② 必要だと思う支援情報を得られなかったことで、悩んだり、困ったりした経験の例

区分	内容
学校から提供される情報の少なさや教職員の知識不足を指摘する意見	<ul style="list-style-type: none"> どの学校の先生も、地域の適応指導教室のチラシを渡すだけであり、そこまでの対応、知識はないのだなと感じた。 熱血や優しさの感情だけで、余り知識がないのに押し付けられる時もあり、先生の気持ちは有り難いけど、それがかえってこちらを苦しめることも多々あった。 学校に相談しても登校することを求められるだけで支援もなかった。適応指導教室についての情報もインターネットなどで自ら収集するしかない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に聞けば適応指導教室を紹介されたが、もっと幅広い情報がほしかった。 ・ こどもが学校に行けなくなったときにどういう選択肢があるのかが全く提示されなかった。 ・ フリースクールなどの学校以外の学びの場についての情報提供が少なすぎて、もっと情報がほしい。
<p>学校による情報提供の必要性やタイミングに関する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学習面で今後はどうしたらよいかわからず、何の方向性も示されなかったため親の負担が大きかった。 ・ 学び方、過ごし方についての場所や本人が選べる活動等に何があるかについては知らなかった。学校からは、教育支援センターについては普段の周知はしていないと言われたが、不登校は誰でもなり得るので、保護者に情報を伝えておけば、すぐに動けるし不安感も少なくなると思う。 ・ 支援学級の提案はあったものの、登校しているこどもが対象であり、ほぼ通えなくなっていた状態では厳しいと言われた。もっと早く知っていたら違っていたかもしれない。 ・ 適応指導教室を保護者から提案する場合、その時の先生が適応指導教室をどう捉えているかで、つながる子・つながらない子、支援につながるスピードの違いが出る。行くか行かないかは別として、このような施設があると知っている選択肢が増えて気持ちの余裕にもつながる。
<p>相談窓口や支援先に係る情報の提供を望む意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ こどもの特性に合った対処ができる様にアドバイスしてもらえる機関などを紹介してほしい。 ・ 不登校の子への対応に関する専門的な知識のある方が窓口となって、相談できるシステムになっていけば有り難い。 ・ 学校に理解がないため、全てこちらから情報提供や依頼をすることになる。学校と保護者の間に専門家が入らないと話にならない。 ・ 一人で全ての対処をするのに精神的に大変だった。親の考え方を根底から変えなければならぬので一人ひとりに不登校専門員の計画相談先を作るべき。 ・ 適応指導教室やフリースクールがあることを知らなかったのも、そのことを知るまで学校に行くしかなかった。 ・ 学校からはSCや適応指導教室の案内もなく、全て自分で調べて問い合わせた。初めから情報提供されていれば、これほど時間をかけずに済んだ。 ・ 学校からは学校に通う以外の選択肢が示されず、たまたま知人からフリースクールの情報を得た。学校に行けないことで罪悪感を持つ人もいるので、まず無理に登校させるという意識を変えて

	多様な選択肢を示してほしい。
出席扱いや進路に係る情報の提供を望む意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内申や出席状況が進学にどのように影響するか聞いても答えてもらえず、相談室登校や適応指導教室等についても提案されることなく、知らずに思い悩んだ。 ・ 出席扱いについて、教員によって扱いが異なったことに困った。
保護者の会、経験談等に係る情報の提供を望む意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休み始めの時期が一番大変であったので、地域にある不登校の子を持つ保護者の会などの情報がほしい。 ・ 不登校のこどもの進路等の前例を教えてほしかった。

(注) 当省のアンケート調査結果による。

一方で、アンケートの自由回答の中には、「支援の当初からこれらの情報を与えられると学校の支援から除外されるような印象を受ける」との意見もみられた。このことは、情報提供に当たっては、個々の児童生徒や保護者の状況を踏まえた丁寧な対応が求められていることを示唆していると考えられる。

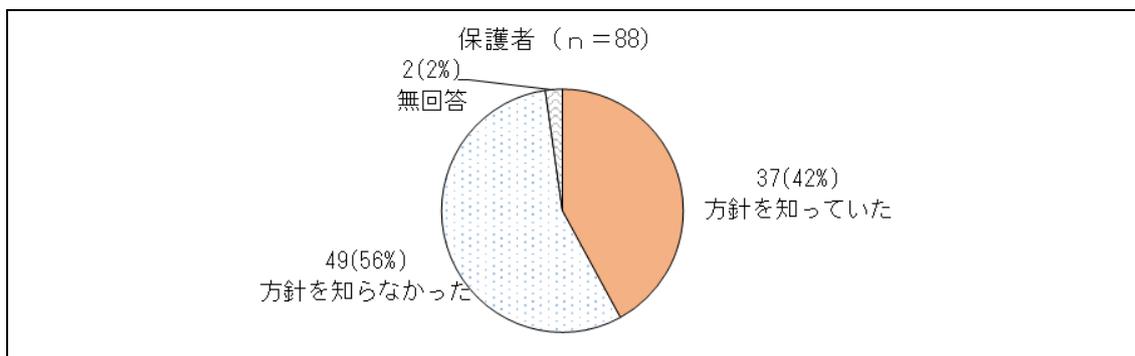
イ 国の方針に係る情報の提供に対する受け止め

前述したとおり、調査対象とした28校及び14市町村の教育委員会のそれぞれ7割以上において、登校という結果のみを目標としないという国の方針についての情報提供を行っていた。

これに関し、国の方針の認知状況について、保護者にアンケート調査を実施した結果は次図のとおりであり、49人(約56%)が認知していなかった。

図 2-(2)-③ 保護者における「登校という結果のみを目標としない」との国の方針の認知状況

(単位：人)



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

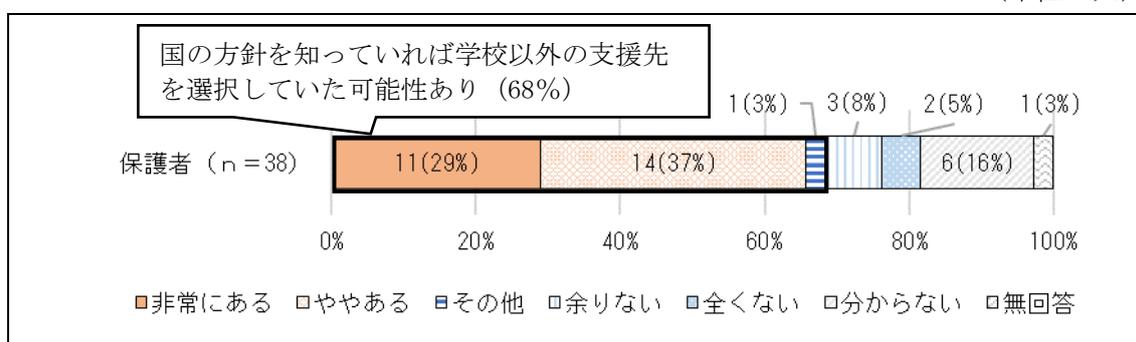
2 () 内は、構成比である。構成比は小数第一位を四捨五入している。

3 アンケートの設問では、基本指針に記載されている「支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。」との方針を抜粋して紹介した上で、この方針を知っていたか調査した。

さらに、アンケート調査で国の方針を知らなかったとした保護者（49人）のうち、こどもが日中過ごしている場所を自宅と回答した者（38人）について、もし国の方針を知っていれば学校以外の支援先を選択していた可能性の有無を整理した結果は次図のとおりであり、可能性があるという回答が約7割みられた。このことから、国の方針が児童生徒やその保護者に伝わることで、児童生徒が受けられる支援の幅が広がる可能性があることが考えられる。

図 2-(2)-④ 「登校という結果のみを目標としない」という国の方針を知っていれば、学校以外の支援先を選んでいった可能性

(単位：人)



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 こどもが日中過ごしている場所を「自宅」としている者について整理した。なお、「その他」は、「非常にある」及び「ややある」の両方に回答した者を示す。
 3 () 内は、構成比である。構成比は小数第一位を四捨五入しているため、合計が100にならない。

また、保護者からは、次表のとおり、学校が児童生徒を学校に戻すことを前提にした対応をとることがあるため、国の方針が教職員に浸透することを望む回答も一定数みられた。

表 2-(2)-⑤ 学校が児童生徒を学校に戻すことを前提にした対応をとっていたことへの意見

内容
<ul style="list-style-type: none"> 校長先生と担任が家庭訪問に来たときには、登校させることを目標にしていると感じた。そのときに適応指導教室があることを教えてもらえれば、今とは違った未来があったらと思う。 学校が「登校は当たり前」という意識でこどもと接していたので、良い方向に進まなかった。小学校も中学校も行きたい学校を選択できるようになれば、多様な学びにつながる。 内申点を盾に登校圧力をかけてくる学校側と心身共に十分休ませたいというこちら側とが全くかみ合わなかった。

- ・ 学校に相談しても登校することを求められるだけで支援もなかった。別室登校が予算や人員不足からできないことがあった。ICTを利用した出席について説明したが受け入れてもらえなかった。学校自身に情報や理解が不足していると痛感した。
- ・ 相談しても先生方は不登校の素人。登校させようとするばかりで、期待する回答を得られることはほぼなかった。
- ・ 学校は登校を目的としているようで、学校以外の学びを認める姿勢が感じられなかった。
- ・ 「学校に戻れるように」することでしか不登校を脱することができないと思っていたため、他の選択肢を知るまでの間、本人、家族共にとてもつらい時間だった。
- ・ 登校した際に本人がつかなくなったら帰すようお願いしていたのに、帰らないよう別室で圧をかけられたので、「登校という結果のみを目標としない」を、教師は皆知っていてほしい。

(注) 当省のアンケート調査結果による。

一方で、保護者において、当該方針を知っていたか否かにかかわらず、学校以外の支援先を選択することについては、次表のように、学習機会の減少、進学等への影響²⁵や経済的な負担の増加につながることを不安視する意見もみられた。

表 2-(2)-⑥ 学校以外の支援先を選択するに当たっての不安等の例

区分	内容
学習機会の減少	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適応指導教室では、小学生は基本的に自習になると言われたことがショックであった。 ・ 教育支援センターや自学教室の利用は、自学が基本であり、毎回受けるテストの結果でモチベーションを維持するのが難しく、自己肯定感が下がってしまい、立ち直るまで時間がかかった。 ・ 市町村の適応指導教室では、小中学生を受入対象としているが、支援員の人数等の都合から、実際は中学生が学ぶ場となっており、小学校低学年のこどもが通うのは難しいということであった。
進学等への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に登校しなくてもよいと言われても、高校進学の際に、中学校の出席日数が問われるため、学校を休むのはよくても、高校やその先の進学等に影響が出る、という大きな葛藤が生じる。 ・ 市町村の施設に毎日通って勉強しているが、得意な教科について、中学校で10位以内に入る実力はあっても学校へ通えていないため、成績が「3」になることに、こどもががっかりしていた。

²⁵ 学校において、民間施設における活動日や、オンラインによる在宅学習等を学校への出席日として扱うか否かについては、文部科学省から目安としてガイドラインが示されているものの、最終的には各学校長の判断に委ねられている（令和元年通知別記1及び2）。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適応指導教室での自習による頑張りが評価されないのはかわいそうなので、評価を考えてほしい。
こどもが安心して過ごせる居場所の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校特例校はこどもが希望しても校区が違えば通えず、また、フリースクールも地方にはなく、あっても保護者の収入によって格差があるなど、地域によって通える機関や施設の数も質も差がありすぎる。全ての地域が賄える不登校特例校や通信制中学校などがあれば学習が保証されるのではないか。 ・ フリースクールは利用費、交通費等の費用や送迎等がかなり負担になる。

(注) 当省のアンケート調査結果による。

ウ 児童生徒やその保護者が学校等に要望を伝える機会に対する受け止め

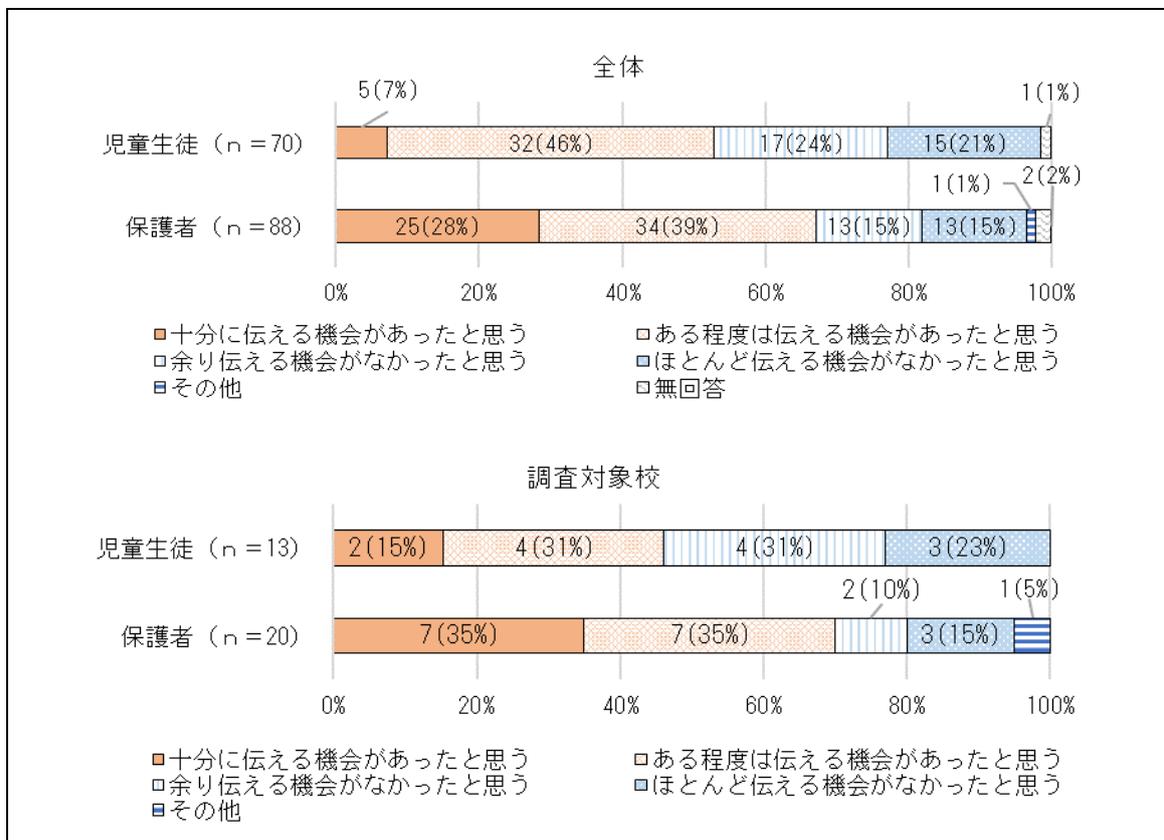
前述したとおり、不登校児童生徒やその保護者に対しては、調査対象とした28校全てが家庭訪問等の方法で接触し、支援に対する意向を確認していた。

これに関し、学校に学び方・過ごし方に係る要望を伝える機会の有無について、アンケート調査を実施した結果は次図のとおりであり、「十分に伝える機会があったと思う」又は「ある程度は伝える機会があったと思う」という回答が、児童生徒で37人（約53%）、保護者で60人（約68%）であった。調査対象とした学校では支援に対する意向を確認していたがこれに絞ってみても、児童生徒で6人（約46%）、保護者で15人（75%）と、その傾向に大きな差はなかった。²⁶

²⁶ 保護者については、「十分に伝える機会があったと思う」及び「ある程度は伝える機会があったと思う」の両方に回答した1人を含む。

図 2-(2)-⑦ 学校等に対してどこでどのような学び方・過ごし方をしたいのか等の要望を伝える機会の有無

(単位：人)



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 「その他」は、「十分に伝える機会があったと思う」及び「ある程度は伝える機会があったと思う」の両方に回答した者を示す。
 3 ()内は、構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入しているため、合計が100にならないものがある。

一方で、上記のアンケート調査の結果では、要望を「余り伝える機会がなかったと思う」又は「ほとんど伝える機会がなかったと思う」という回答も一定数あった。アンケートの自由回答欄から、その理由に該当するものを整理した結果は次表のとおりであり、教職員や学校への緊張・遠慮・不信から伝えられない、どのような支援があるのか分からない、要望を伝えても学校の意向とかみ合わない旨の意見が挙げられ、要望を伝える機会はあったものの、種々の理由から伝えられなかった場合や、伝えても児童生徒やその保護者が期待したような対応が行われない場合等もあったことがうかがえる。

表 2-(2)-⑧ 要望を伝える機会が少なかったことで、悩んだり、困ったりした経験や、
機会はあっても伝えられなかった理由

区分	理由
教職員や学校への遠慮や不信から伝えられなかった	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要望を伝えること自体、拒否されるような気がして言いづらかった。ある程度、できることを示してくれたらこちらも言いやすくなる。(保護者) ・ 担任に会える機会が少なく、少ない時間で不安をできるだけ相談しようと焦り、うまく伝えられないこともある。(児童生徒) ・ 別室登校も時間が限られており、先生が忙しいときは登校も歓迎されないような状況のため、要望を伝えることは難しい。(保護者) ・ 母親が学校と話し合う時について行っても、先生は自分には何も聞いてくれなかった。(児童生徒)
情報が十分になかったため、すぐには伝えきれなかった	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学び方、過ごし方についての場所や本人が選べる活動等に何があるかについては知らなかった。学校からは、教育支援センターについては普段の周知はしていないと言われたが、不登校は誰でもなり得るので、保護者に情報を伝えておけば、すぐに動けるし、不安感もなくなると思う。(保護者 (再掲)) ・ 相談相手も見つからず、自分で探して遠方まで訪ねた。不登校は珍しくなくなったとはいえ、状況は改善されていないと感じる。SNSができる人はよいが、そうでないと苦しい。(保護者)
要望を伝えても学校の意向とかみ合わない、教職員間で共有されない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内申点を盾に登校圧力をかけてくる学校側と心身共に十分休ませたいというこちら側とが全くかみ合わなかった。伝える機会がないというより、親のみのレベルで伝えても学校は動いてくれず意味がない。結局、支援団体等といった第三者の介入がないと状況は変わらなかった。(保護者 (一部再掲)) ・ 意向を伝えたが、反映されていない。伝えても、反対のことをされたり、先生たちの間で共有ができていない。(保護者) ・ 学校に行きたくないと言ったら、学校に行かないからといって解決しないと言われた。(児童生徒)

(注) 当省のアンケート調査結果による。

3 フォローアップ

教育機会確保法では、国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外で行う学習活動の状況等を継続的に把握し、当該児童生徒に対する支援を講ずることとされている。

また、文部科学省の令和元年通知では、不登校児童生徒が学校外施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であるとされている（資料4）。

本項目では、前述の、個々の児童生徒の支援策の検討に係る取組を踏まえた結果、児童生徒が学校外施設で支援を受けることになった場合に、ロジックモデルにおいて設定した中間アウトカムである、i) 支援先における児童生徒への新たな支援実施の要否の判断、支援策の検討ができているか、ii) 多様な視点によるフォローアップにより、支援策の再検討の要否を判断できているかについて検証することにより、「支援策決定後のフォローアップが行われ、より適した支援策の再検討ができているか」の検証を試みた。その際、実際の不登校児童生徒の支援の場面では、個々の児童生徒の状況により、新たな支援の実施の要否やどのような関係者と連携すればよいのかは異なるため、直接的に中間アウトカムについてその効果を把握・評価することは難しいことから、研究会の議論も踏まえて検討した結果、次の方法によって検証を試みた。

まず、学校外施設に通う児童生徒について新たな支援を要するか否かを判断するためには、学校等において学校外施設に通う児童生徒の様子の確認が行われることが必要であり、そこで分かったことを基に新たな支援の要否を検討していたかどうかを実地調査により把握することとした。また、多様な視点の下での再検討を可能にするためには、まずは、学校等において複数の関係者、可能であれば児童生徒が通う学校外施設と共に支援策の再検討が行われることが望ましく、実地調査によりその状況を把握することとした。

次に、学校外施設に通っていても、このフォローアップの取組が機能しているのであれば、少なくとも児童生徒やその保護者は学校等が気にかけてくれていると感じ、また、学校等に自らの要望を伝える機会もあると考えられる。このため、児童生徒やその保護者へのアンケート調査によって、学校等が行うフォローアップに対する受け止めについて把握し、上記の実態と併せて分析することにより、効果が上がっているかどうかを推測することとした。

(1) 支援の実施状況

ア 児童生徒の状況把握の必要性の認識及び実施状況

今回、平成30年4月から令和3年11月までの間に、学校外施設で学習活動

等を行った不登校児童生徒がいたことのある 22 校及び 26 学校外施設（当該 22 校の児童生徒が通った実績のある 24 学校外施設及び 22 校の児童生徒が通った実績のない 2 学校外施設）、学校外施設に通うことになった児童生徒の事例をケース会議で取り扱った 2 子若協議会におけるフォローアップの取組状況等について調査を実施した。

調査対象とした 22 校及び 2 子若協議会は、いずれも学校外施設に通う児童生徒の状況を把握する必要性を認識しており、実際に把握もしていた。また、26 学校外施設に対し、児童生徒の状況を在籍校と共有する必要性を認識しているか確認した結果、回答のあった 25 学校外施設のうち 23 学校外施設（92%）が、児童生徒の状況を在籍校と共有する必要性を認識し、実際に情報の共有を行っていた。

表 3-(1)-① 学校外施設に通う児童生徒の状況把握に関する意見

区分	内容
学校外施設に通う児童生徒の状況を把握する必要性に関する学校等の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不登校生徒本人やその保護者の要望を踏まえた支援策の調整を行う必要があることから、生徒が学校外施設において行う学習状況等を把握する必要性はある。（A 中学校） ・ 現在置かれている環境や本人の特性・気持ちを理解して対応することが重要であり、生徒への適切な指導や支援を行うためには生徒の状況を十分に把握することが必要である。（B 中学校） ・ 不登校児童の支援に当たっては、個別のケースに応じて児童本人や保護者の意向に沿った対応を行うことで徐々に改善につながるため、学校外施設に通所する児童についても、切れ目のない支援を行うには、その活動状況を把握する必要がある。また、本人と会話し、学校行事等の様子を伝えるなど、居場所は学校にもあること、いつでも見守っていることを伝えるとともに、学校外施設での頑張りを褒めるなど、児童とつながり、寄り添った支援を行っている。（C 小学校） ・ 学校外施設への通所は通過点にすぎず、最終的には児童生徒の自立がゴールであり、そのためには継続して状況を把握し支援する必要がある。（D 子若協議会） ・ 学校に復帰することになった場合に、切れ目のない支援を行うためにも、普段からの状況把握が必要である。（E 小学校） ・ 学校と学校外施設との教育課程の差を把握し、不足している部分のフォローが必要になる。（F 小学校） ・ 卒業後の進路の希望を実現するため、学校外施設と学習内容の進度や理解度を情報交換し、支援方法や支援計画の検討が必要となる。（G 中学校）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在籍する生徒の様子を把握することは学校の責任である。(H中学校)
<p>学校外施設に通う児童生徒の状況を在籍校と共有する必要性に関する学校外施設の意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校外施設は飽くまで補助機関であり、児童生徒の教育に責任を有するのは在籍校であることから、情報共有は必須である。(I教育支援センター) ・ フリースクールではまずは児童生徒にとって安心できる居場所として、学校も含めた様々な活動や生活への意欲を高めることを目標としている。くわえて、最終的に在籍校への復帰も視野に入れると、フリースクールが仲介役となって日頃から学校との関わりを継続しながらできることを積み上げていくことが重要である。(Jフリースクール) ・ 児童生徒と疎遠にならないよう、在籍校と児童生徒の状況を共有することで、在籍校の一員であるという所属意識を持ってもらうようにしている。(K教育支援センター) ・ 在籍校と学校外施設との信頼関係を構築するためにも必要である。(Lフリースクール) ・ 在籍校が児童生徒の頑張りや活動成果を把握することで、本人の自己肯定感を向上させ、登校に向けた改善の材料となる。(Mフリースクール) ・ 児童生徒が将来的に登校を再開する可能性があることに加え、卒業後の進路指導を在籍校と共同で行う必要があるため、情報共有は必要である。(N教育支援センター) ・ 将来の進路を検討している児童生徒や家庭環境等に課題を抱える児童生徒について、在籍校と情報共有を行うことで連携して支援できる場合は情報共有を行っている。他方、児童生徒やその保護者、学校から聴取した学校や家庭への不満の意見や、個人情報に関することについては守秘義務を遵守し、基本的には施設内での共有にとどめている。(Oフリースクール) ・ 児童生徒や保護者が学校に不信感を持っているなど、必ずしも在籍校と情報共有した方が良いケースばかりではないため、児童生徒・保護者の状況等に応じて判断する必要がある。(Pフリースクール)

(注) 当省の調査結果による。

イ 児童生徒の状況を把握する際に確認する内容

学校外施設に通うことになって以降の児童生徒の状況に応じた支援策の再検討に資するよう、今回、状況把握の際に、i) 学校外施設で現在受けている支援内容、ii) 学校外施設における困りごとの有無、iii) 今後の支援に向けた要望等の三点について学校等が把握できているか調査を実施した。

その結果、平成30年度から令和3年11月までの間に、学校外施設で学習活動等を行った不登校児童生徒の情報について、i)、ii)、iii)の三点全ての把握に努めていたのは20校(約91%)、及び1子若協議会(50%)であった。これ以外の2校においてはi)及びiii)、1子若協議会においてはi)及びii)の二点の把握に努めていた。

ウ 児童生徒の状況把握の対象とその方法

学校による状況把握が学校外施設や保護者を対象にしていたかについて調査した結果、調査対象とした22校全てで双方を対象に実施した実績があった。また、学校外施設に対する状況把握の方法については、22校全てで文書又は対面の方法などで確認していた。くわえて、当該状況把握の際は、22校全てが児童生徒にも接触するよう努めていた。

表3-(1)-② 調査対象とした22校における状況把握の対象とその方法

確認の相手方	確認方法(複数回答)	学校数
学校外施設	特定様式の文書によるやりとり・電話など	22(100%)
	訪問・来校等による対面	21(95%)
保護者	電話など	19(86%)
	訪問・来校等による対面	20(91%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内は、22校に対する割合である。割合は、小数第一位を四捨五入している。
 3 平成30年4月から令和3年11月までの間に、学校外施設で学習活動等を行った不登校児童生徒のうち、直近5人の児童生徒のいずれかに関して状況把握の実績がある場合には、表中の数値に含んでいる。

なお、児童生徒が通う学校外施設に学校が訪問する際、担任や学年主任、生徒指導担当教員等が訪問し、児童生徒に学習課題を渡したり、児童生徒の活動や近況等を把握したりするなど、担任以外の教職員等も対応している例がみられた。

また、調査対象とした2子若協議会では、いずれも児童生徒との接触に加えて学校外施設に対する状況把握を実施しており、そのうち1子若協議会においては、家庭訪問、学校外施設との文書でのやりとり、SSWを通じた状況把握も行っていった。

エ 支援策の再検討状況

今回、学校や子若協議会が児童生徒の状況把握の結果を基に行っている児童生徒の支援策の再検討状況について調査したところ、調査対象とした22校及

び2子若協議会の全てが支援策を再検討していた。学校内における支援策の再検討に当たっては、22校全てが、担任、学年主任、生徒指導主事等の二者以上による検討を実施していた。

また、調査対象とした学校からは、次表のとおり、学校外施設との密な連携が、より適した学習支援につながるなどの意見がみられ、学校外施設と連携した支援策の再検討の必要性について認識していた。実際に、児童生徒が通う学校外施設と一緒に支援策の再検討を行った実績があるのは19校（約86%）であった。2子若協議会においては、学校及び学校外施設を交えて支援策の再検討を行っていた。

くわえて、調査対象とした学校及び子若協議会の中には、児童生徒が通う学校外施設以外に、教育委員会（SC、SSWを含む）や児童相談所等を含めて支援策の再検討を行っている事例もみられた。

表3-(1)-③ 学校外施設との連携の必要性に関する学校からの意見

内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に学校や教育支援センター等の関係機関、保護者が一堂に集まり、児童について情報共有を行いつつ、支援の方向性を決めることができれば、より適した支援につながると考える。（A小学校） ・ 支援の検討を行うためには、生徒の状況把握が不可欠であることから、教職員がこれまで以上に学校外施設へ訪問して生徒の学習状況を確認したり、学校外施設の職員から生徒の様子を聴いたりして、積極的に連携を図る必要がある。（B中学校） ・ 学校外施設と密な連携を図ることで、学校外施設でどのような学習をしているかを把握し、本人の学習進捗度に応じたプリントを配布するなど、より適した学習支援につなげることができると思う。（C中学校） ・ 不登校となる要因は複雑であり、児童一人ひとりで状況は異なるため、単独の機関だけで解決することは困難であることから、関係機関がそれぞれの役割に応じた支援を行うなどの連携を図っていく必要がある。（D小学校） ・ 生徒が今後の進路を検討するに当たり、学校外施設も含め、進学後の学業等について意見交換を実施した。単独の機関で不登校生徒の支援を行うことは困難であり、関係機関の役割に応じた対応が必要である。（E中学校）

(注) 当省の調査結果による。

一方で、次表のとおり、学校外施設との連携について学校からは、事例によっては個人情報保護の観点から情報を提供してもらうのが困難なものがあること、教職員が多忙なため学校外施設との連携等に対応する時間が確保できないことなどの課題が挙げられている。

表 3-(1)-④ 学校外施設との連携に関する学校からの意見

区分	内容
学校外施設との連携に課題を持つ学校の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院内の施設に通う生徒の場合、訪問することが難しく、また、病気のことをこちらから聞くことが難しいため、生徒の支援を検討・実施する際の情報が少ないことが課題である。(A中学校) ・ 児童生徒が学校外施設で学習活動に取り組んでいる時間帯が在籍校の授業時間と重なっているため、児童生徒の活動を見に行けないことが課題である。(B中学校、C小学校) ・ 教員が学校外施設を訪問できるのは就業時間が終了する 17 時以降であり、学校外施設が閉まっている。学校から距離が近い施設であれば訪問している。(D中学校) ・ 母子生活支援施設といったシェルターに入居していた児童やその保護者など、個人情報共有する対象を広げることがリスクになる事例もあり、児童やその家庭のプライバシーを守るという観点から、情報を共有することについては慎重にならざるを得ない。(E小学校) ・ 学校外施設への訪問など担任が積極的に関わりたいが、教員も多忙であり、校外に出向いての連携や調整に対応する余裕がない。(F中学校)
「チーム学校」で学校外施設と連携している例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任は、日中は授業等の教務で多忙であるため、関係機関に出向いて打合せを行うなどの連絡調整にあたる時間の確保が難しいことが課題である。そのため、教頭や養護教諭など他の職員が情報共有や意見交換等を行い、その内容や結果については、担任も含めて学校内の職員で共有するなどの対応を行っている。(G小学校)

(注) 当省の調査結果による。

他方、学校外施設からは、学校との連携について次表のとおり、学校や教職員によっては情報把握や連携に積極的でない場合があるとする意見が聴かれた。

なお、下記の意見は、今回調査対象とした 22 校以外の学校について言及している可能性があることに留意する必要がある。

表 3-(1)-⑤ 学校による児童生徒の状況把握や連携に対する学校外施設等からの意見

区分	内容
児童生徒の状況把握や学校外施設との連携に積極的でない学校に対する意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校によっては、不登校児童生徒が教育支援センターに通所し始めたら役目は終わりと考え、本人の状況を把握していないところがある。(A教育支援センター) ・ 学校が児童生徒の支援を教育支援センターに全て任せてしまう場合があり、こうした場合には、学校における児童生徒の状況把握

	<p>が十分に行われていないケースがある。(B教育委員会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校によって、情報共有や連携の積極性に差が生じていることが課題である。(C教育委員会) ・ 連携に消極的な学校も一部にあり、担任のフリースクールへの来校がなく関与が薄かったため情報共有の頻度が少ないところもあった。また、児童生徒との関わりも、教員や学校により温度差があり、学校との情報共有や連絡頻度など対応が変わってくるので苦慮している。(Dフリースクール) ・ 全体的に学校との情報共有の機会、頻度が少ない。必要なときに、学校と話し合おうとしても、迅速に対応してくれるときもあれば、そうではないときもあり、教員によって対応が大きく変わる。また、小学校に通っている間の児童の学習状況などを教えてほしいと学校に依頼したところ、拒否されたこともある。(Eフリースクール) ・ 学校は児童生徒の高校進学に当たり、親身になって対応してもらえない、せっかく学校に復帰できるようになった児童生徒について、個室に放置して構っていないなど、適切な「居場所」を提供していないと感じられる。(F放課後デイサービス) ・ 児童生徒の様子を記載した記録を児童生徒の在籍校に送信後、支援員が在籍校に訪問し、担任に対してより詳細な報告を行っている。しかし、中には教員が多忙であることなどを理由に情報共有のための時間をなかなか作ってもらえず、児童生徒の学校での様子を把握しにくい在籍校もある。(Gフリースクール)
学校との連携がとれている例	担任は多忙のためタイミングが合わない場合が多いが、クラスを持たないフリーな加配教員がいる場合は連絡が取りやすい。(H教育支援センター)

(注) 当省の調査結果による。

(2) 学校の実施に対する不登校児童生徒やその保護者の意識

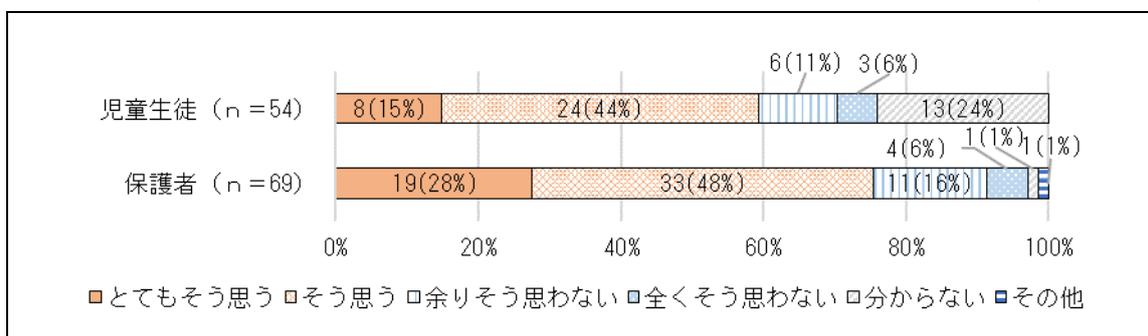
今回、学校外施設に通う又は通っていた児童生徒やその保護者に対し、学校等が行うフォローアップの受け止め等についてアンケート調査を実施し、児童生徒54人、保護者69人から回答を得た。

前述したとおり、状況把握及び支援策の再検討は調査対象とした22校及び2子若協議会全てで実施されていたところであるが、児童生徒が学校外施設に通所後、その施設での学習や生活がうまくいっているかどうかなど、学校が気にかけていると感じたかどうかについてアンケート調査を実施した結果は次図のとおりであり、「とてもそう思う」又は「そう思う」と回答した者は、児童生徒で32人(約59%)、保護者で53人²⁷(約77%)であった。

²⁷ 「とてもそう思う」及び「そう思う」の両方に回答した者1人を含む。

図 3-(2)-① 学校外施設に通所後、学校が気にかけてくれていると感じた割合

(単位：人)

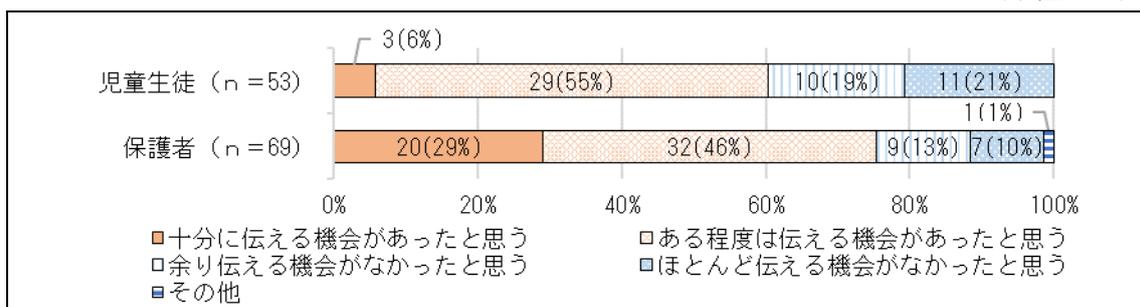


- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 「その他」は、「とてもそう思う」及び「そう思う」の両方に回答している者を示す。
 3 () 内は、構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入している。

また、学校外施設に通所後、学校に対し、日頃の悩みや今後の学び方・過ごし方に関する要望を伝える機会があったかどうかについてアンケート調査を実施し、児童生徒 53 人、保護者 69 人から回答を得た。その結果は次図のとおりであり、「十分に伝える機会があったと思う」又は「ある程度は伝える機会があったと思う」と回答をした者は、児童生徒で 32 人(約 60%)、保護者で 53 人²⁸(約 77%)であった。

図 3-(2)-② 学校外施設に通所後、学校に対して日頃の悩みや今後の学び方・過ごし方に関する要望を伝える機会の有無

(単位：人)



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 「その他」は、「十分に伝える機会があったと思う」及び「ある程度は伝える機会があったと思う」の両方に回答した者を示す。
 3 () 内は、構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない。

一方で、次表のとおり、児童生徒や保護者からの自由回答において、学校によ

²⁸ 「十分に伝える機会があったと思う」及び「ある程度は伝える機会があったと思う」の両方に回答した者 1 人を含む。

る関与を望むものと望まないものの双方の意見がみられた。

表 3-(2)-③ 学校の対応に関する児童生徒やその保護者からの意見

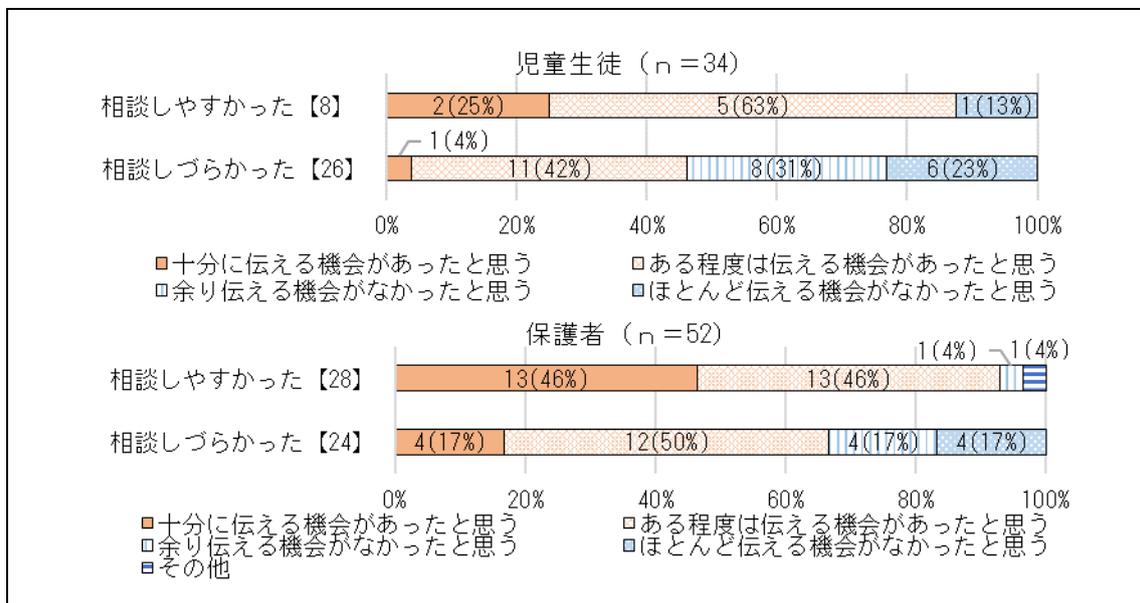
区分	内容
学校による関与を望む意見	<ul style="list-style-type: none"> • 中学3年生になると学校からの連絡がなくなり、学校やクラスでの出来事が分からず、大きな行事への参加がしづらくなり、本人は参加したいのだが、クラスに入れず怖くなり、結局参加できなかった。2、3日に一度は学校から電話がほしかった。(保護者) • フリースクールでの活動を先生も見て、毎日関わるスタッフから話を聞いて感じ取っていただきたい。座学をしていなくても日々成長している。(保護者) • 学校は、担任によって対応が全く異なり、用事がない限り連絡をくれない、教科書さえもらっていない年度もあった。学校では、不登校児童に対しての情報共有がされていないのではと疑問に思った。(保護者) • 支援教室に通うようになってからも、週に一度は学校に連れて行っているが、プリントをもらうだけで10分程度の面談のため、話す機会がない。(保護者) • 相談室登校をするようになってから、学校とのやり取りが一切なく、何も分からない。(保護者) • 今の担任が余り会おうとしないので、伝えることができていない。(保護者)
学校による関与を望まない意見	<ul style="list-style-type: none"> • 放っておいてほしいときは、放っておいてほしい。(児童生徒) • 学校に通えていない子に「学校においで」とプレッシャーを与えると、余計に学校に通えないパターンもある。(保護者) • 余り関わりたくなかったので接点を減らしていた。(保護者)

(注) 当省のアンケート調査結果による。

また、学校に対して元々相談しやすかったか否かと学校外施設に通うことになった後でも学び方・過ごし方といった要望を伝える機会があったか否かを整理したところ、次図のとおり、「相談しやすかった」としたの方が「要望を伝える機会があったと思う」とする割合が高かった。

図 3-(2)-④ 学校に対する「相談しやすさ」と学校外施設に通所後、学校に対して要望を伝える機会の有無

(単位：人)



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 図 1-(2)-③及び図 3-(2)-②の設問の両方に回答のあった 86 人について整理した。「その他」は、「十分に伝える機会があったと思う」及び「ある程度は伝える機会があったと思う」の両方に回答した者を示す。
 3 () 内は、【 】に対する構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。

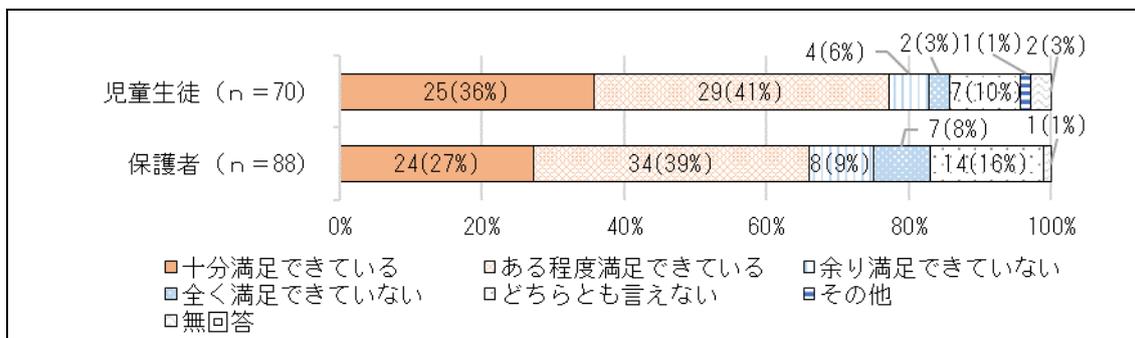
4 支援に対する満足度への影響

現場における各支援がどの程度の効果を上げているかについて、個別のケースによって、複数の要因が重層的に絡み合うことなどから、そのアウトカムを直接測る指標を設けることは困難であるものの、各支援が適切に行われることにより、児童生徒や保護者の満足度にどのような影響が生じているかについてアンケート調査での把握を試みた。

今回、現在通っている場所等において、児童生徒やその保護者の希望に沿った満足できる学び方、過ごし方ができているかについてアンケート調査を実施した結果、次図のとおり、「十分満足できている」又は「ある程度満足できている」という回答が、児童生徒 54 人（約 77%）、保護者 58 人（約 66%）みられた。

図 4 現在通っている場所等における満足度

(単位：人)



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 「その他」は、「十分満足できている」及び「全く満足できていない」の両方に回答した者を示す。

3 () 内は、構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入している。

上記の結果については、アンケートの配布対象を不登校初期の混乱期を乗り越えた段階にある児童生徒やその保護者としていることが影響している可能性があることに留意が必要である。

また、アンケート調査では、誰からどのような支援を受けたことがそのような満足度につながったのかまでは把握しておらず、くわえて、比較できるアンケートの回答数が少ないという事情もある。このため、効果の把握に限界はあるものの、ロジックモデルにおける各支援段階(アセスメント、支援策の検討、フォローアップ)の設問で得られた回答と本設問での満足度等の関係の分析を試みた結果、次の状況がみられた。

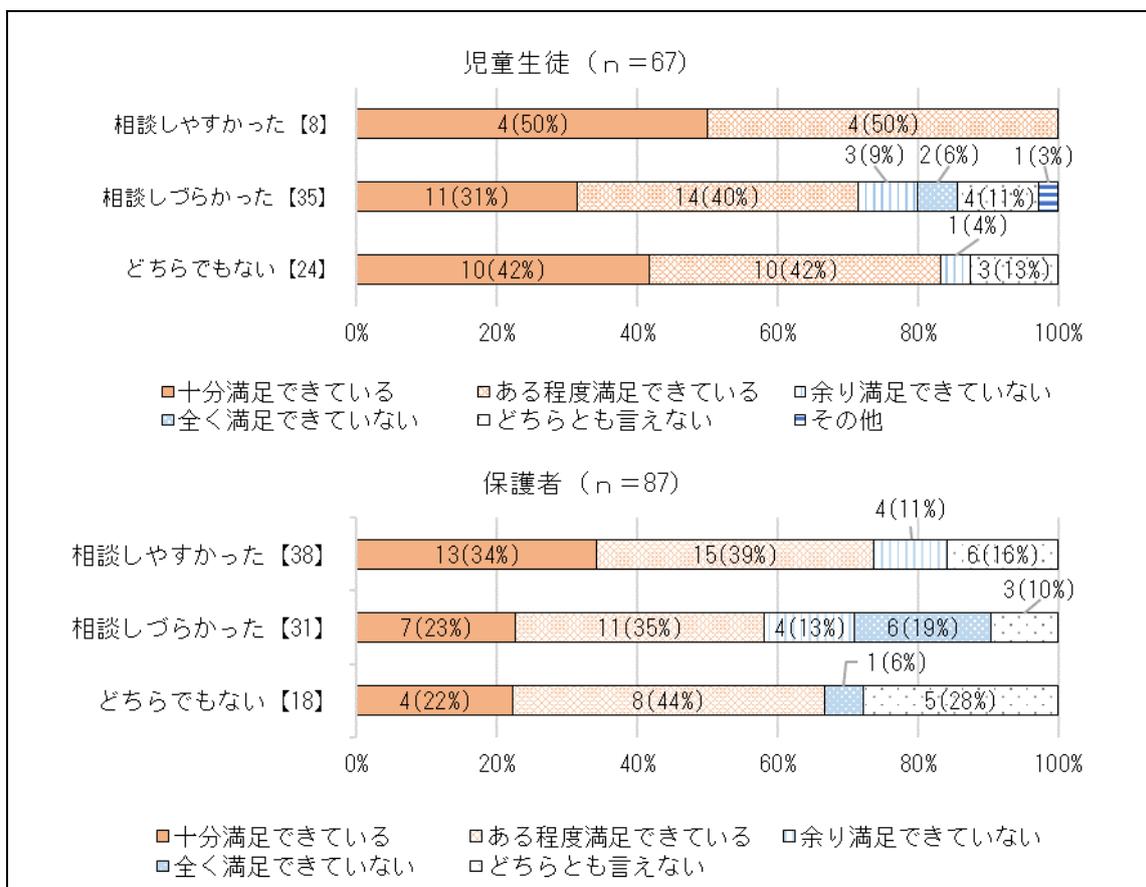
(1) アセスメント

アセスメント段階においては、「学校に相談しやすかったか否か」別に満足度を比較したところ、次図のとおり、「相談しやすかった」と回答した者の方が、児童生徒やその保護者共に満足度が高い状況がみられた。

このことから、学校における相談しやすい環境の整備が、児童生徒やその保護者の満足度に影響を与えている可能性がある。

図 4-(1) 学校に相談しやすかったか否か別の満足度

(単位：人)



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 図 1-(2)-③及び図 4-①の設問の両方に回答のあった 154 人について整理した。「その他」は、「十分満足できている」及び「全く満足できていない」の両方に回答した者を示す。
 3 () 内は、【 】に対する構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。

(2) 個々の不登校児童生徒の支援策の検討

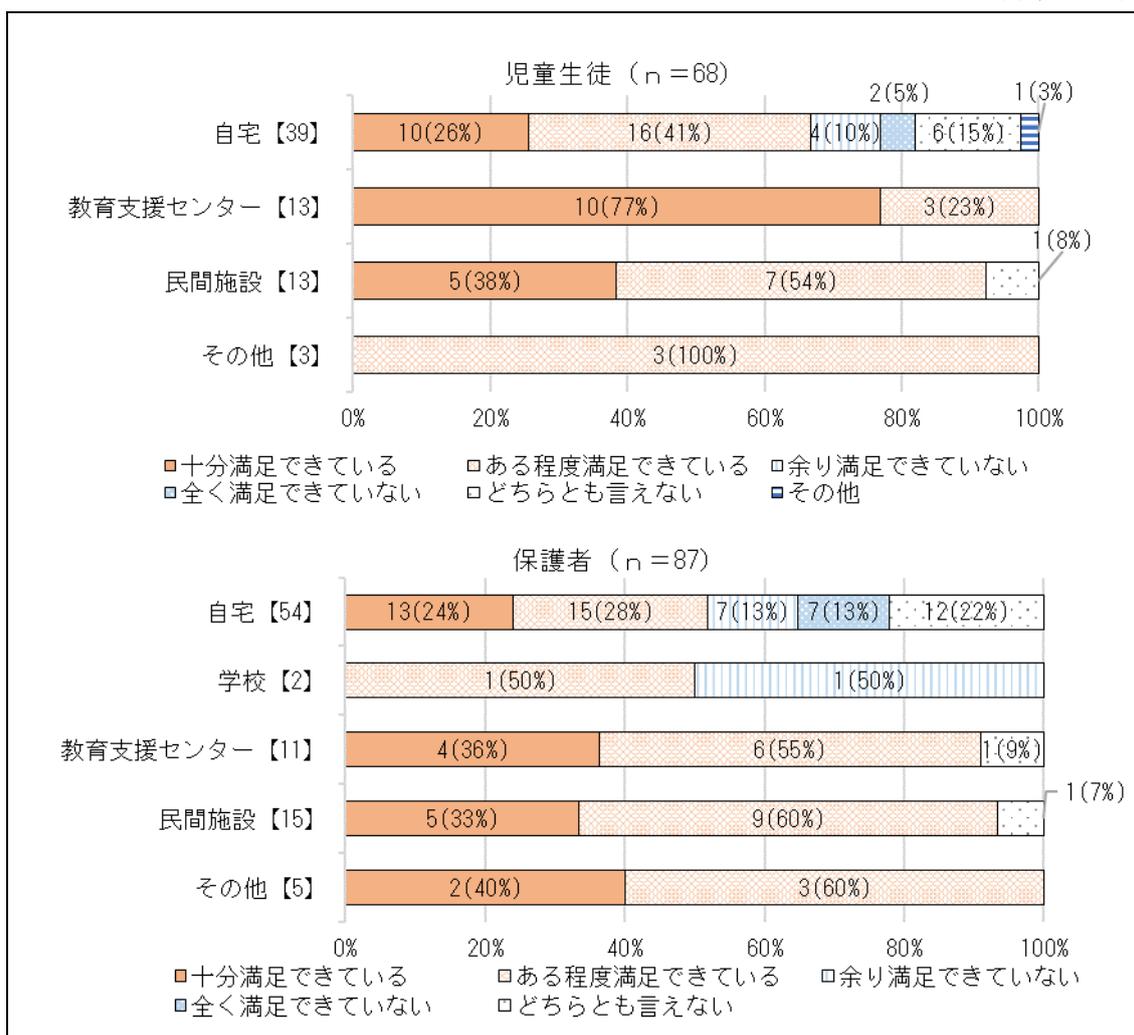
支援策の検討段階においては、「平日の日中に最も多くの時間を過ごしている場所」と満足度を整理したところ、回答数が非常に少ない選択肢があることに留意が必要であるものの、次図のとおり、自宅で過ごす者は、自宅以外の場所で過

ごす者より、満足度が低い状況がみられた。

なお、自宅で過ごしており、「全く満足できていない」又は「余り満足できていない」と回答した者の中には、近隣に民間施設がなかったことや、学校以外の支援機関に通うことで、学習機会が減少することを不安に感じている者がみられたほか、児童生徒が外出できず、ひきこもっている状態である可能性も想定される。

図 4-(2) 平日の日中に最も多くの時間を過ごしている場所別の満足度

(単位：人)



- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 「こどもが平日の日中に最も多くの時間を過ごしている場所」に関する設問と図 4-①の設問の両方に回答のあった 155 人について整理した。
 3 横軸の「その他」は、「十分満足できている」及び「全く満足できていない」の両方に回答した者を示す。縦軸の「その他」には複数の支援機関を回答した児童生徒 2 人、保護者 5 人を含む。
 4 () 内は、【 】に対する構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入している。

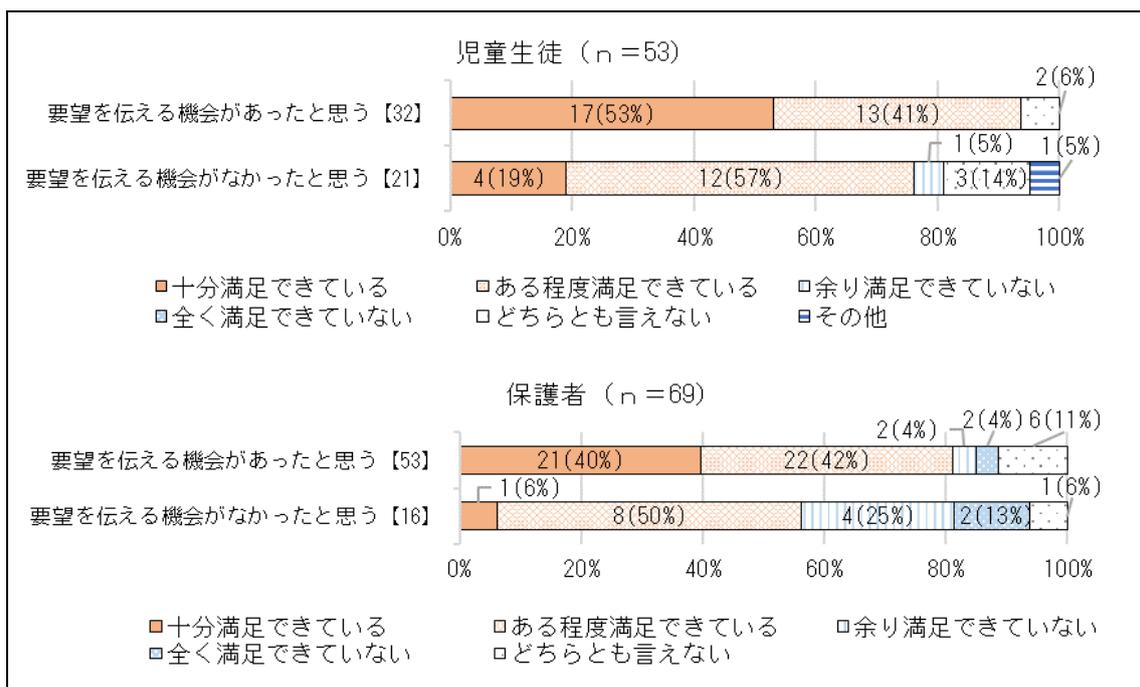
(3) フォローアップ

フォローアップの段階においては、学校外施設に通うことになって以降、学校

に対して学び方・過ごし方といった要望を伝える機会があったか否か別に満足度を整理したところ、「要望を伝えられた」と回答した者の方が児童生徒やその保護者共に満足度が高かった。

図 4-(3) 学校外施設に通所後、学校に対して要望を伝える機会があったか否か別の満足度

(単位：人)



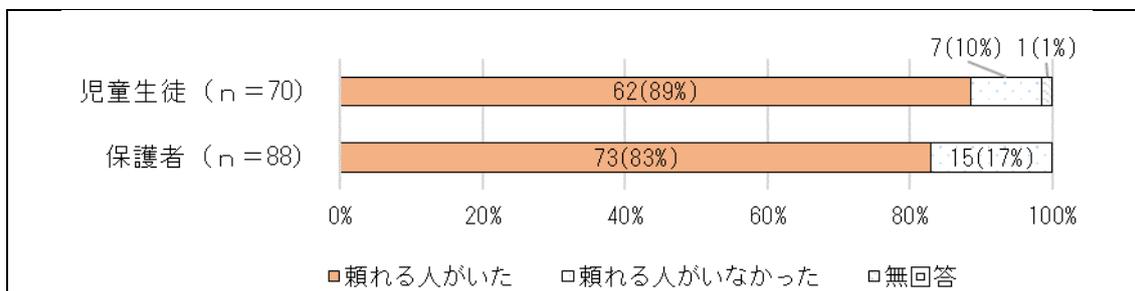
- (注) 1 当省のアンケート調査結果による。
 2 図 3-(2)-②と図 4-①の設問の両方に回答のあった 122 人について整理した。「その他」は、「十分満足できている」及び「全く満足できていない」の両方に回答した者を示す。
 3 () 内は、【 】に対する構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。

(4) 頼れる人の有無別の満足度への影響

児童生徒が学校に通えない傾向が見え始めて以降、これまでに学校や学校以外の相談先と接する機会や、教育支援センター、フリースクール等の新たな居場所で過ごす機会等を通じて、悩みや要望を相談できて頼りになる人がいたか否かについて、アンケート調査で把握した結果は次図のとおりであり、「頼れる人がいた」とした者の割合は、児童生徒で約 9 割、保護者で約 8 割みられた。

図 4-(4)-① 頼れる人の有無

(単位：人)



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

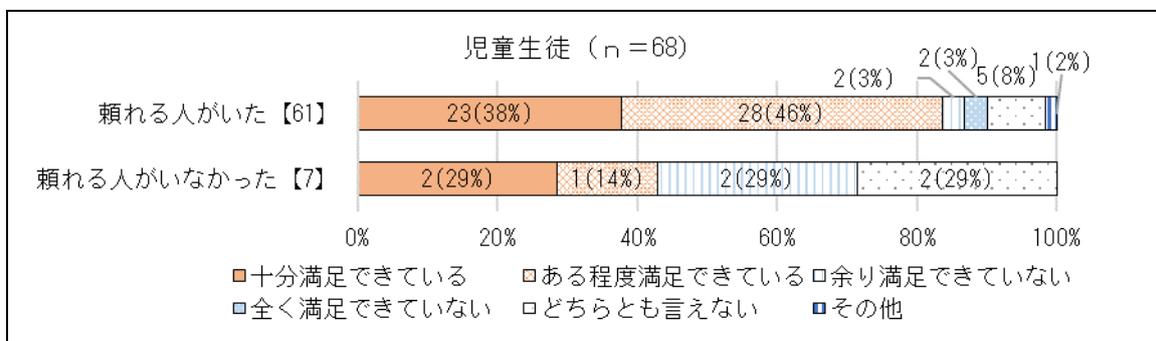
2 () 内は、構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入している。

今回、前述のロジックモデルにおける各支援段階の設問と満足度の整理に加え、上記の悩みや要望を相談できて頼りになる人の有無別の満足度を比較した。その結果、次図のとおり、「頼れる人がいた」者の方が、満足度²⁹が高かった。

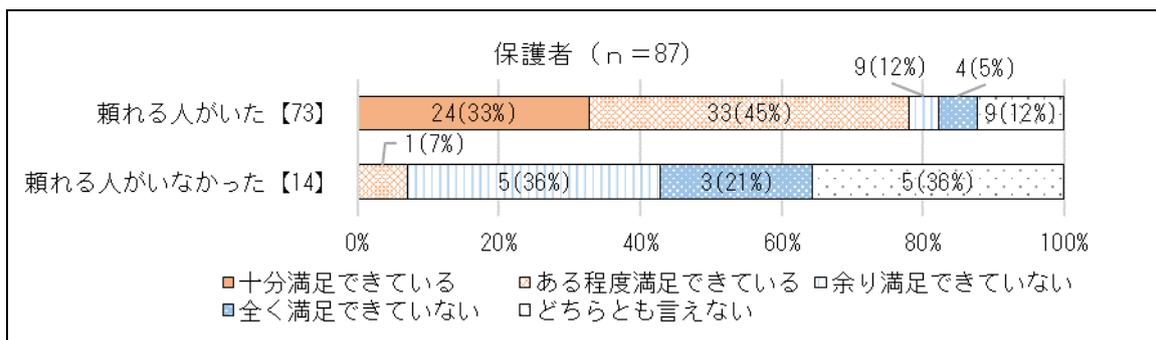
アンケートの本設問では、家族以外の「頼れる人」が、学校や学校以外の場所等のうち、どの関係機関等に属するかということまでは把握していないものの、そういった存在の有無が、満足度に影響を与えている可能性がある。

図 4-(4)-② 学校内外を問わず児童生徒に頼りになる人がいたか否か別の満足度

(単位：人)



²⁹ 児童生徒においては、「頼れる人」として、「家族」と「家族以外」とで分けて回答を得たところ（複数回答）、「頼れる人」を「家族」とした児童生徒は 51 人、「家族以外」とした児童生徒は 31 人であった。このうち、「十分満足できている」又は「ある程度満足できている」とした児童生徒は「家族」とした児童生徒で 44 人（約 86%）、「家族以外」とした児童生徒で 26 人（約 84%）という結果となり、両方で満足度に大きな差はみられなかった。



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 図 4-①と図 4-(4)-①の設問の両方に回答のあった 155 人について整理した。「その他」は、「十分満足できている」及び「全く満足できていない」の両方に回答した者を示す。

3 () 内は、【 】に対する構成比である。構成比は、小数第一位を四捨五入しているため、合計が 100 にならないものがある。

第4 まとめ

本政策評価では、既存の成果指標が多くない中、研究会において効果測定の方法等を検討し、試案として、ロジックモデルを作成した。このロジックモデルに基づき、以下の観点から、関係機関等による各支援段階における個別の取組を実地に調査するとともに、児童生徒やその保護者にアンケート調査を実施し、各支援の受け止め状況を把握・分析することで、政策効果の把握を試みた。

1 アセスメントについて

本項目では、アセスメントの取組を行う際の学校による不登校児童生徒の情報収集体制の整備状況を実地調査により把握した。

また、教育相談体制の認知度や相談しやすさ等の学校の支援に対する児童生徒やその保護者の受け止めにアンケート調査により把握し、実地調査の結果と併せて分析することにより、効果の検証を試みた。

(1) 多面的・多角的な視点から児童生徒の情報を収集できているか

当省が行った実地調査では、多面的・多角的な視点から児童生徒の情報を収集するため、調査対象とした28校全てで、教育相談方法が複数用意されるとともに、プライバシーに配慮した相談スペースが用意され、そのことを児童生徒やその保護者に周知していた。また、家庭訪問も28校全てが実施していた。

次に、上記の情報収集の際に、複数の視点で児童生徒の状況を把握できるようにしているかをみると、調査対象とした28校全てで相談の受付や家庭訪問の際に担任のみならず、その他の教職員や専門スタッフであるSCやSSW等のいずれかが対応できるようにしていた。くわえて、各教職員や専門スタッフが把握した児童生徒の情報を共有する場でもあるスクリーニング会議も、調査対象とした28校全てで開催されており、各学校における複数の異なる役職者や専門スタッフが参加して情報共有を行った実績があった。家庭訪問では、児童生徒やその保護者との接触が困難な事例において、SSWの活用や児童相談所と連携することで接触できた事例もみられるなど、多角的に児童生徒の状況把握に努めていた。

一方で、アンケート調査の結果では、相談しやすさについての設問（「学校に通えていないことの悩みや不安について、学校に相談しやすかったと思いますか」）において、教育相談体制を整備していた調査対象校であっても、児童生徒の約5割、保護者の2割が相談しづらかったと回答している。その理由として、相談対応者が分からないとする回答に加え、児童生徒からは、「相談内容がほかの人に知られないか不安」、「どのように説明すればよいか分からない」、「先生は忙しいので恐れ多い」といった意見や、児童生徒やその保護者の双方からは学校や教職員への不信感を示す意見がみられるなど、大人や学校への相談しづらさがうかがえ

た。

(2) 学校では拾いきれない情報を得ることで、児童生徒の状況を網羅できているか

当省が行った実地調査では、他機関が有するような学校では拾いきれない児童生徒の情報等を学校が収集する体制整備ができていないかについては、学校内の教職員をコーディネーターとして位置付けている学校や、アセスメントの段階で関係機関と連携した実績がある学校が、それぞれ約9割を占め、様々な関係機関と情報共有をしながら、アセスメントを実施している状況がみられた。

以上の(1)及び(2)を踏まえると、アセスメントの実施状況について、実地調査の結果からは、学校では、複数の視点の下での状況把握を行う体制を整える取組はおおむね実施されていることが確認できた。

一方でアンケート調査結果からは、学校による教育相談体制が整備されていたとしても、相談しづらいと回答する児童生徒やその保護者が一定数おり、安心して相談できると感じる状態になっているとまでは言いにくい。

児童生徒やその保護者から見て学校の取組が多様な視点を反映しているか否かは判別が困難であろうが、少なくとも、安心して相談できる状態となっていなければ、児童生徒が置かれた状況や悩みといった不登校の背景が十分に把握・整理できない可能性が出てくることは否めない。相談しづらさの原因に大人に対する説明の難しさや遠慮、学校への不信感などが影響している可能性を踏まえると、単に教育相談体制を整えれば解決できるものとは考えにくい。

例えば、児童生徒やその保護者の悩みや不安が学校への不信感を伴うものであれば、学校外の相談窓口を紹介するほうが相談しやすいであろうし、自分の気持ちをどのように説明したらよいか分からない児童生徒への対応には、SCなど専門職の助けが役立つ場合もあると思われる。実際に、学校が児童生徒やその保護者との接触が困難な事例においてSSWの活用や児童相談所と連携することで接触できた事例もみられている。

このように、学校においては、個々の児童生徒の状況に応じ、相談しやすい環境を整える工夫の検討や実践を続けていくことが期待される。上記の例のように、複数の視点の反映は、こうした相談しやすい環境を整える際にも役立つものと考えられる。

その上で、複数の視点の下での状況把握を行い得る教育相談体制をいかして、多様な視点から不登校の背景の把握・整理を行い、個々の児童生徒の状況に応じた支援策の検討につなげていくことが期待される。

2 支援策の検討について

本項目では、学校等における個々の児童生徒の支援策を検討する体制の整備状況及び学校外施設の情報の提供状況を実地調査により把握した。

また、学校への要望を伝える機会の有無や現状の満足度等の学校等の支援に対する児童生徒やその保護者の受け止めをアンケート調査により把握し、実地調査の結果と併せて分析することにより、効果の検証を試みた。

(1) 様々な分野の専門的な知見から支援策を検討できているか

当省が行った実地調査では、調査対象とした28校全てで支援方針の策定・見直し等のためのケース会議を実施しており、そのうち9割以上の学校では、必要なケースにおいて、教育や福祉といった分野を中心とした学校以外の関係機関等と情報共有し、助言を得るなど、連携して支援策の検討が行われた実績があった。ただし、こうした検討体制の下で実際に専門的な知見が効果的な支援へとつながったかどうかについては、後述の児童生徒本人やその保護者の受け止めをみる必要がある点に留意が必要である。

(2) 児童生徒本人や保護者の状況や考え方を反映できているか

当省が行った実地調査では、児童生徒やその保護者が自ら支援策を検討する際に参考となる情報等のうち、公的な学校外施設の情報や相談窓口に係る情報については、調査対象とした学校や教育委員会のうちの約9割が、また「登校という結果のみを目標としない」との国の方針については、学校の約8割、教育委員会の約7割が家庭訪問やホームページへの掲載等を通じて伝えていたとしている。

また、調査対象とした28校全てが、個々の児童生徒の支援策を検討する前提として、面談や家庭訪問などの方法により、児童生徒や保護者から支援に対する意向を把握していた。

アンケート調査の結果では、約7割の保護者がどこでどのような学び方・過ごし方をしたいのかといった要望を伝える機会があったとしている。また、これに関連し、児童生徒の約8割や保護者の約7割は、現状において希望に沿った満足できる学び方・過ごし方ができているとしている。

一方、保護者の約7割が、民間施設の支援内容や相談窓口に係る情報の提供を求めているものの、今回調査対象とした学校や教育委員会ではそのような情報を提供しているところは多くなく、保護者のニーズに応じきれていない状況がうかがえた。

この点について、実地調査では、情報を提供する学校や教育委員会の立場からは、特定の民間施設を紹介することは公平性の観点から難しい旨の意見や民間施設の情報を提供することで児童生徒や保護者から学校が支援を放棄したという

疑念を招きかねない旨の意見が聴かれた。また、アンケート調査の結果では、保護者から、不登校児童生徒に対応する際の知識や学校外施設に係る情報が教職員等に不足している旨の指摘がみられた。これらの意見を踏まえると、多忙な個々の教職員や学校による対応のみに頼るのでは、個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援の提供が難しくなる可能性がある。この点に関して、実地調査では、教育委員会において学校が出席扱いと認めた実績のあるフリースクール等の民間施設の情報を取りまとめ、各施設の支援内容も含めて公表している例などもみられ、工夫次第で民間施設の情報を提供する余地があると思われる。

また、「登校という結果のみを目標としない」との国の方針については、前述のとおり約8割の学校や約7割の教育委員会が保護者等に伝えていたとしている一方で、アンケート調査の結果では「知らなかった」とする保護者が過半数となっている。

国の方針を知らなかったとした保護者のうち、こどもが日中過ごしている場所を自宅と回答した者の約7割は、もし国の方針を知っていれば、学校以外の支援先を選択していた可能性があるという回答していることを踏まえると、国の方針を知っているか否かが保護者に、ひいては児童生徒による支援策の検討にも影響を与える可能性がある。また、同じくアンケート調査の結果では、家庭訪問等において、教職員から登校を前提とするような対応をとられたとする意見が複数みられた。

以上の(1)及び(2)を踏まえると、学校とその他の機関との連携等は教育や福祉といった分野を中心として一定程度みられる状況であった。一方で、教育委員会等は、学校のみに対応に委ねるだけでなく、地域で提供されている支援に係る統一的な情報や、それらについて相談できる環境を提供していく取組が求められる。また、学校等は、国の方針を支援の前提として共有しつつ、児童生徒や保護者が求めている支援内容を把握し、上記教育委員会等の取組で収集したものも含め、状況に応じた適切な情報を提供することが期待される。

3 フォローアップについて

本項目では、学校外施設に通う児童生徒の様子の確認や支援策の再検討の状況を実地調査により把握した。また、学校等が気にかけてくれていると感じたか、自らの要望を伝える機会があったか等の学校等の支援に対する受け止めをアンケート調査により把握し、実地調査の結果と併せて分析することにより、効果の検証を試みた。

(1) 支援先における児童生徒への新たな支援実施の要否の判断、支援策の検討ができてきているか

当省が行った実地調査では、学校外施設に通う児童生徒に係る事例を有していた学校及び子若協議会の全てにおいて、学校外施設で支援を受ける児童生徒の状況把握の必要性を認識し、実際に状況把握に取り組んでいた。具体的には、児童生徒本人やその保護者のみならず、学校外施設を通じて児童生徒の学校外施設での困りごとや今後の支援の要望等を把握するよう努め、得た情報を基により良い支援策がないか検討を行っているとしていた。

上記の学校による状況把握の必要性に関して、アンケート調査の結果では、学校による関与を望むもの、望まないものの双方の意見がみられたが、学校による状況把握の取組の受け止めについては、児童生徒が学校外施設に通うようになってからも「学校が気にかけてくれていた」、「学校に対し要望を伝える機会があった」と感じる児童生徒が約6割、保護者では約8割を占めていた。

他方、今回調査対象とした学校外施設からの意見やアンケート調査の結果では、学校がフリースクールと接点を持つことに積極的ではない、児童生徒やその保護者に対し連絡がなく学校の様子が分からないといった意見もみられ、学校や教職員によっては対応が十分でない場合もあると思われる。この背景として、担任が多忙である旨の意見も同時に出ているが、学校によっては「チーム学校」として対応し、担任以外の教職員が児童生徒の状況を把握し、その内容を担任とも共有する事例もみられた。

(2) 多様な視点によるフォローアップにより、支援策の再検討の要否を判断できているか

当省が行った実地調査では、学校外施設に通う児童生徒に係る事例を有していた全ての学校において、新たな支援策を検討する際に、二者以上の関係者により検討していた。また、児童生徒の状況把握結果を踏まえ、支援策を再検討する際には、学校の8割以上、子若協議会の全てが学校外施設を交えて支援策を再検討していた。

以上の(1)及び(2)を踏まえると、調査対象とした学校や子若協議会では学校外施設に通う児童生徒の状況把握を行っており、約8割の保護者からは学校外施設で支援を受けることになって以降も「気にかけてくれた」、「要望を伝えることができた」との回答があったことから、支援策決定後も一定のフォローアップは行われているといえる。また、多様な視点をフォローアップに反映させ得る取組として、学校が支援策の再検討に際して学校外施設と一緒に検討する取組もみられた。

一方で、学校や教職員によっては、フォローアップの取組に温度差があるとの意

見も一部で聴かれたことから、状況によっては、取組とその受け止めの認識に開きが出てくる可能性がある。

このことから、フォローアップの実施に当たっては、児童生徒やその保護者がどのような関与を求めているかを把握し、それに配慮する必要があるほか、「チーム学校」による対応を進めていくことなどにより、取組が児童生徒に寄り添ったものとなっているかを振り返りつつ、取り組んでいくことが期待される。

なお、今回の調査では全体のケース数が限られていることなどから実際に再検討によって支援策の変更が必要であったケースを把握することはできておらず、多様な視点が再検討にどう反映されたかどうか直接確認することまではできていない点に留意する必要がある。

4 1～3の一連の支援における、信頼できる支援者との出会い、満足度との関係について

学校の内外を問わず、これまで受けてきた支援の機会を通じて頼れる人がいたかどうかについてアンケートを行った結果、頼れる人がいたとする割合は児童生徒で約9割、保護者で約8割であった。また、児童生徒が現在置かれている状況を踏まえ、児童生徒やその保護者の希望に沿った満足できる過ごし方ができているかについては、「十分満足できている」又は「ある程度満足できている」と回答した者が児童生徒で約8割、保護者で約7割であった。

この満足度に関する回答結果と、その他の項目の回答結果をクロス集計した結果、前述した相談しやすかったかどうか、要望を伝える機会があったかどうかのほか、特に、頼れる人がいたかどうかは満足度に大きく影響していることがうかがえた。

(最後に)

本政策評価では、不登校児童生徒の支援に当たり、例えば、教育相談体制の整備や学校外施設の支援情報の提供、フォローアップの実施など、支援する側として対応できていると考えているものであっても、支援を受ける側としては、相談しづらい、民間施設の支援情報を知りたい、教職員によってフォローアップの取組に温度差があるなど、支援とそれに対する受け止めにギャップがあることについての気付きを得ることができた。

このため、支援を受ける側の要望を丁寧に把握していくことが、より効果の高い支援につながっていくと考えられることから、文部科学省は、学校等の支援の場において上記のギャップが生じていることを踏まえて、今後の支援施策の推進を図っていくことが望まれる。

また、今回は、作成したロジックモデルに沿って評価を試みたものであるが、不登校支援に対する支援施策は複雑かつ広範にわたっており、評価の観点は今回示したも

のに限られない。今回の効果検証が、今後各府省において更に整理され、より良い効果検証につながることを期待する。

[資料]

資料目次

資料1 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育 相談体制づくり～」(平成29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議報告) (抜粋)	66
資料2 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への 学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月不登校に関する調査研究 協力者会議報告)(抜粋)	67
資料3 「「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への 学習機会と支援の在り方について～」について(通知)」(令和4年6月10日4初児生 第10号)(抜粋)	68
資料4 「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」(令和元年10月25日 元文科初第698号)(抜粋)	69
資料5 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」(平成22年2月23日内閣府 政策統括官(共生社会政策担当)決定)(抜粋)	73

資料1 「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～」(平成29年1月教育相談等に関する調査研究協力者会議報告)
(抜粋)

第2章 今後の教育相談体制の在り方

第1節 総論

2 学校内の関係者がチームとして取り組み、関係機関と連携した体制づくり

(略)

こうしたことから、関係者が情報を共有し、チームとして取り組むため、既存の校内組織を活用するなどして、早期から組織として気になる事例を洗い出し検討するための会議(スクリーニング会議)を定期的実施し、解決すべき問題又は課題のある事案については、必ず支援・対応策を検討するためのケース会議を実施することが必要である。なお、これらの会議には、校内の生徒指導・教育相談担当教員、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、SC、SSW等関係教職員だけでなく、事案によっては、校外の関係機関職員が参加することが有効である。こうした体制により、関係者それぞれの立場からの視点を共有し、不登校、いじめ等の未然防止、早期発見及び支援・対応も含めた児童生徒への支援策の検討・実施・検証をチームとして一体的に行うことが可能となる。

(略)

第2節 SC及びSSWの職務内容等

1 SCの職務内容等

(略)

(エ) 児童生徒への理解、児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

児童生徒の状態の把握や、児童生徒がSCの存在を認識し、児童生徒がSCと関わったり相談しやすい環境を作ったりするため、年度当初に全児童生徒への面談の実施や利用方法の周知等を行うことが必要である。またSCは、児童生徒の心の健康促進のために、予防的な取組や活動を、教員と積極的に協働して行うことが望ましい。

それらに加え、学校内の教育相談体制(教職員やSCの役割分担含む)について児童生徒・保護者へ周知するとともに、保護者に対して、子育てや思春期の子どもとの関わり方や、子どもの心理状態についての理解を深めるための講習会の開催や、教育相談だより等広報誌の発行を行うことが重要である。

(注) 下線は、当省が付した。

資料2 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」(令和4年6月不登校に関する調査研究協力者会議報告)(抜粋)

3. 今後重点的に実施すべき施策の方向性

(3) 不登校児童生徒の多様な教育機会の確保

a. 不登校特例校、教育支援センター、民間団体等の多様な場における支援

(児童生徒の主体性を尊重した多様な教育機会の確保)

不登校の背景や要因は多岐に渡り、個々の児童生徒の状況も多様である。(略) さらに、児童生徒の心の状況も折々で変化する。そのため、児童生徒や保護者に一番近い在籍校等は、児童生徒の状況を継続的に確認しつつ、教育委員会・教育支援センター等と連携して、不登校児童生徒及びその保護者に応じて、校内の別室指導や教育支援センターによる支援を提案したり、フリースクール等の民間団体の支援の紹介、自宅におけるICTを活用した学習支援の提案等、子どもの主体性を尊重した情報提供を行っていくことが重要である。また、それを含めて、教育委員会・教育支援センターは、各在籍校を支えつつ、域内の不登校児童生徒や保護者を支える中核としての機能強化が求められる。

(略)

(4) 不登校児童生徒の社会的自立を目指した中長期的支援

a. 教育相談の充実

(教育相談の質の向上)

児童生徒を適切な支援につなげていくための教育相談の質向上については、教職員やSC・SSW等が心の問題はもとより児童生徒を取り巻く学校や生活環境に着目し、的確なニーズの把握とより多角的なアセスメントを行うことが必要である。(略) また、そもそも児童生徒や保護者が、SC・SSW等に相談できることを知らない場合もあるため、入学式や行事の機会等を活用して周知を図る等、相談にアクセスしやすい環境を作ることも必要である。

(注) 下線は、当省が付した。

資料 3 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について～」について（通知）」（令和4年6月10日4初児生第10号）（抜粋）

3. 不登校傾向のある児童生徒の早期発見及び支援ニーズの適切な把握のための、スクリーニング及び「児童生徒理解・支援シート」を活用したアセスメントの有機的な実施（報告書 14 ページ）

学校において児童生徒の表面化しにくい問題を早期に客観的に把握し、支援ニーズを適切に把握するため、全児童生徒を対象としたスクリーニングの実施や、気になる事例を学級担任や養護教諭、SC・SSWが洗い出すスクリーニング会議の実施、それによって把握した児童生徒のアセスメントや具体的な支援につなげていくためのケース会議の開催等を有機的につなげていき、学校の取組として機能させていくことが有効であるとされています。児童生徒の抱える困難の早期解決に至るよう、このような取組を各学校が自ら実施可能となるよう、各教育委員会等におかれては、学校や教職員の理解を得るための研修の実施や人材の確保等を含めた教育相談体制の整備等を進めていただくよう、お願いします。また、実施の際には、文部科学省が作成・公表した「スクリーニング活用ガイド」や「児童生徒理解・支援シート」等も御参照ください。

(注) 下線は、当省が付した。

資料4 「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日
文科初第698号）（抜粋）

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

(2) 学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

(3) 不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

(4) 家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

2 学校等の取組の充実

(1) 「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート(参考様式)」(別添1)(以下「シート」という。)を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートを作成及び活用にあたっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」(別添2)を参照すること。

(2) (略)

(3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

1. 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

2. 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント(見立て)が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するにあたっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場

合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要であること。

6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

7、8 (略)

(4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

(略)

また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」(別添3)を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(略)

(5) (略)

3 教育委員会の取組の充実

(1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

(2) (略)

(3) 教育支援センターの整備充実及び活用

1. (略)

2. 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

(4) 訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

(5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのため、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

(別記1) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

(略)

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(略)

(別記2) 不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

(略)

不登校児童生徒の中には、学校への復帰を望んでいるにもかかわらず、家庭にひきこもりがちであるため、十分な支援が行き届いているとは言えなかったり、不登校であることによる学習の遅れなどが、学校への復帰や中学校卒業後の進路選択の妨げになっていたりする場合がある。このような児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。

(略)

(注) 下線は、当省が付した。

資料5 「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成22年2月23日内閣府
政策統括官（共生社会政策担当）決定）（抜粋）

2 協議会の基本的な仕組み

(5) 運営方法

協議会は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図ることを目的としている以上、まずはそれぞれの機関が一堂に集まり、お互いに「顔」の見える関係を築くことから始める必要がある。

協議会の運営方法は、(中略) 理想的には、①構成機関の代表者によって組織される代表者会議、②実務者によって組織し、進行管理等を担う実務者会議、③個別のケースを担当者レベルで適宜検討する個別ケース検討会議の三層構造とすることが考えられる。

(略)

①、② (略)

③ 個別ケース検討会議

個別ケース検討会議は、ケースごとに対象者の状況の把握や問題点の確認、支援方針の策定・見直し、役割分担の決定・認識の共有などを目的とする。

(注) 下線は、当省が付した。